

第2次江南市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画（案）

令和6年3月
(令和8年3月改訂)
江南市
江南市社会福祉協議会

第2次江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画

みんなで支え、みんなで育む
「しあわせ」なまち 江南
～地域共生社会の実現に向けて～

ごあいさつ

近年、本市においても少子高齢化および人口減少が進行しており、今後ますます加速していくことが予想されておりますが、人々の生活様式の多様化や新型コロナウイルス感染症の流行を受け、地域社会における支え合い機能は弱まっております。

一方で、市民ニーズは多様化しているとともに、世帯の中で高齢・障害・生活困窮・児童等の各福祉分野にまたがる支援が必要な方の存在が明らかになってきております。

こうした中で、江南市は包括的支援体制を構築することで、困りごとを抱えた方が福祉制度の狭間に陥ることなく支援を受けられ、全ての市民が地域社会で自分らしく生きることができる「地域共生社会」の実現を目指すため、地域福祉計画を策定しました。そして、その実行性を高めるために、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体の計画にいたしました。

地域福祉の推進にあたっては、市をはじめとした公的機関とともに、市民の皆さま一人ひとりが他人事ではなく自分事と捉え、地域に積極的に参加し、課題解決に取り組んでいく必要があります。本計画が、その力強い第一歩になることを強く信じています。

結びに、計画策定の過程におきまして、アンケート調査や地域の方自身が望むまちづくりについて話し合う「地域福祉懇談会」にご協力いただきました市民の皆さま、地域の福祉サービス事業所や医療機関、貴重なご意見やご提案をいただきました江南市地域福祉計画策定委員会委員の皆さん並びに関係者の皆さんに心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

江南市長 澤田和延



ごあいさつ

昨今の少子高齢・人口減少社会の中で、新型コロナウイルス感染症の流行は、地域社会のあり方そのものを一変させ、つながりの希薄化や孤立の広がり、減収や失業による生活困窮状態の深刻化等が進む中で、従来の制度の枠組みでは対応できない、新たな福祉ニーズがより一層、複雑・多様化しています。

江南市社会福祉協議会においては、地域福祉の中核的な役割を担う団体として、「ふくしー誰もが ふだんの 暮らしの あわせ を実現できるまちづくりー」をモットーに、地域課題の解決に向けた取組、話し合いの場づくり等を進めてまいりました。

このような状況の中、「包括的支援体制を構築」するために、江南市が策定する「地域福祉計画」と本会が策定する「地域福祉活動計画」を共同で策定しました。これから地域福祉の推進にあたっては、重層的なセーフティネットを構築し、誰ひとり取り残さない地域づくりを進めていくことが大切であります。

この計画の基本理念である「みんなで支え、みんなで育む『しあわせ』なまち 江南～地域共生社会の実現に向けて～」を市民の皆さんや関係機関・団体の皆さんと共有しながら、一体となって地域福祉活動を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご指導ご助言いただきました江南市地域福祉計画推進委員会の柏原会長を始め、推進委員の皆さん、貴重なご意見ご提言をいただきました関係者並びに市民の皆さんに心より感謝を申し上げます。



令和6年3月

会長 石川 勇男

計画の改訂にあたって

市長コメント

社会福祉協議会会長コメント

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 「地域福祉」とは.....	1
2 計画のこれまでの経緯と策定の趣旨.....	1
3 踏まえるべき社会潮流.....	2
(1) 地域共生社会の実現.....	2
(2) 社会福祉法の動き.....	2
(3) S D G sとの関係.....	4
4 計画の位置付け.....	5
5 地域福祉を進める上で江南市の地域の範囲.....	6
6 計画の期間.....	7
第2章 江南市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	9
1 統計からみる江南市の現状.....	9
(1) 人口・世帯の状況.....	9
(2) 高齢者の状況.....	12
(3) 障害のある人等の状況.....	15
(4) 子ども・子育て世帯の状況.....	18
(5) 外国籍市民の状況.....	19
(6) 生活保護世帯の状況.....	20
(7) 虐待、DVの状況.....	21
(8) 再犯者の状況.....	22
(9) 成年後見制度の状況.....	23
(10) 地区の状況.....	24
2 アンケート調査からみる市民や活動者の意識.....	29
(1) 市民・活動者アンケートの実施概要.....	29
(2) 市民アンケート調査結果（一部抜粋）.....	30
(3) 専門機関アンケート調査の実施概要.....	33
(4) 専門機関アンケート調査結果（一部抜粋）.....	33
3 地域福祉懇談会からみる状況.....	34
(1) 地域福祉懇談会の実施概要.....	34
(2) 地域福祉懇談会での意見（抜粋）.....	34
4 第1次計画の取組状況.....	38
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
1 基本理念.....	41
2 計画の基本目標.....	41
3 施策体系.....	42

第4章 施策の展開	43
基本目標1 地域福祉の担い手の育成—「人」の育成—.....	44
施策の方向性1 地域福祉の意識の醸成.....	44
施策の方向性2 地域福祉活動の担い手の育成.....	46
基本目標2 活動団体が活動をしやすい環境づくり —「組織」への支援—.....	48
施策の方向性1 地域福祉活動の推進.....	48
施策の方向性2 ボランティア団体等への活動支援.....	50
施策の方向性3 交流の場づくり	52
施策の方向性4 地域における防犯・防災体制の強化.....	54
基本目標3 支援が必要な方を支える公的体制や制度の整備 —「体制・制度」の整備—	56
施策の方向性1 包括的な支援体制の整備.....	56
施策の方向性2 様々な課題を抱える人への支援.....	60
施策の方向性3 福祉サービスの利用支援.....	62
施策の方向性4 権利擁護・成年後見制度の利用促進.....	64
■成年後見制度の利用促進について.....	66
施策の方向性5 再犯防止の推進.....	68
第5章 重層的支援体制の整備.....	71
1 重層的支援体制に関する市民や活動者等の意識.....	71
(1) 相談体制や関係機関の連携について	71
(2) 地域のつながり・活動について	72
(3) 地域活動のマッチングについて	73
2 事業の構成.....	74
3 事業の推進体制.....	75
①包括的相談支援事業.....	75
②地域づくり事業.....	77
③参加支援事業.....	79
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業.....	79
⑤多機関協働事業.....	80
4 支援会議・重層的支援会議・重層的支援協議会	81
①支援会議.....	81
②重層的支援会議.....	82
③重層的支援協議会	83
第6章 計画の推進	85
1 計画の推進体制.....	85
(1)計画の周知.....	85
(2)関係機関との連携強化.....	85
2 計画の推進にあたって	85
(1)計画の進捗管理・評価.....	85

(2)政策目標達成のための評価指標.....	86
資料編	87
1　計画の策定経過.....	87
1－2　計画の改訂経過.....	88
2　江南市地域福祉計画推進委員会設置要綱.....	89
3　江南市地域福祉計画推進委員会委員名簿.....	90
4　用語解説.....	91

第1章 計画の策定にあたって

1 「地域福祉」とは

「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、困りごとを抱えた特定の人に対するもの、という「社会福祉」の概念でとらえられることが多くなっています。しかし「地域福祉」とは、対象を限定せず、地域のなかの困りごとを、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性のなかで解決していくための仕組みのことをいいます。つまり、地域福祉は特別なものではなく、誰にとっても身近で関わりのあるものといえます。

住み慣れた地域で安心して暮らすこと、そして誰かに支えられ、また誰かの役に立ちながら暮らすことは、心豊かでしあわせな生活につながります。地域福祉とは、そんな地域の「しあわせづくり」に寄与するものです。

2 計画のこれまでの経緯と策定の趣旨

江南市（以下、「本市」という。）では、平成30年3月に第1次となる「江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画は行政と江南市社会福祉協議会※（以下、「社協」という。）とが連携して一体的に策定し、計画には行政、社協が実施する地域福祉推進に関する取組を示している他、特に推進していく取組を「重点プロジェクト」として位置付け、地域福祉に関する施策を推進してきました。また、小地域福祉活動※の区域として中学校区を基本とした「各地区の方向性」を示し、小地域福祉活動の基盤づくりを推進してきました。加えて、「成年後見制度※利用促進基本計画」を包含し、成年後見制度の周知や成年後見センターの運営等の取組を進めています。

一方で、近年は、少子高齢化や、人々の生活様式の多様化により、地域社会における支え合い機能の低下、また地域生活課題の複雑化・複合化等がみられ、本市においても対応が必要となっています。さらに「社会福祉法」の改正等により、地域福祉計画に求められる事項も変化してきています。このような社会情勢や国の動向等を受け、新たに令和6年度を初年度とする「第2次江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

※ 社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。

※ 小地域福祉活動

生活に密着した小地域単位で行われる住民の自主的な福祉活動のこと。①住民間のつながりを再構築する活動、②要援護者に対する具体的な援助を行う活動、③地域社会の福祉的機能を高める組織化活動が含まれる。

※ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

3 踏まえるべき社会潮流

(1) 地域共生社会※の実現

かつては地域や家族のつながりの中で地域の生活課題を解決してきましたが、核家族化の進行や社会の変化に伴う地縁、血縁による相互扶助機能の低下、人口減少による地域活動の担い手不足などにより、従来の『縦割り』による公的支援のみでは支援が難しい状況となっています。さらに、ここ数年では新型コロナウイルス感染症の影響で、地域活動が中止に追い込まれたことにより地域のつながりの希薄化が一層進みました。

地域共生社会とは、従来の制度、分野ごとの『縦割り』ではなく、支え手、受け手という従来の関係を超えて、地域の多様な主体が協力し合いながら、誰もが生きがいをもって暮らせる地域づくりを目指すものです。本計画においても、地域共生社会の実現に向けて、施策を推進していきます。

(2) 社会福祉法の動き

平成 12 年 3 月に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、地域福祉計画の策定が規定されました。地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村の将来を見据え、地域福祉の理念や仕組み等の基本的な方向を定める計画です。

平成 29 年 12 月には、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が厚生労働省から通知され、市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示されました。

平成 30 年 4 月の「社会福祉法」の一部改正により、市町村地域福祉計画の策定が任意から努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

さらに、令和 3 年 4 月の改正では、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。また、この包括的支援体制の構築を進めるため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この「重層的支援体制整備事業」は、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化等している支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①包括的相談支援事業」「②地域づくり事業」「③参加支援事業」「④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「⑤多機関協働事業」を一体的に実施するものです。

※ 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。

■社会福祉法（令和3年4月改正）抜粋

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■市町村地域福祉計画策定ガイドライン

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者※のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働※の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

* 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

* 協働

住民、事業者、行政など、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。

(3) SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連サミットにおいて採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

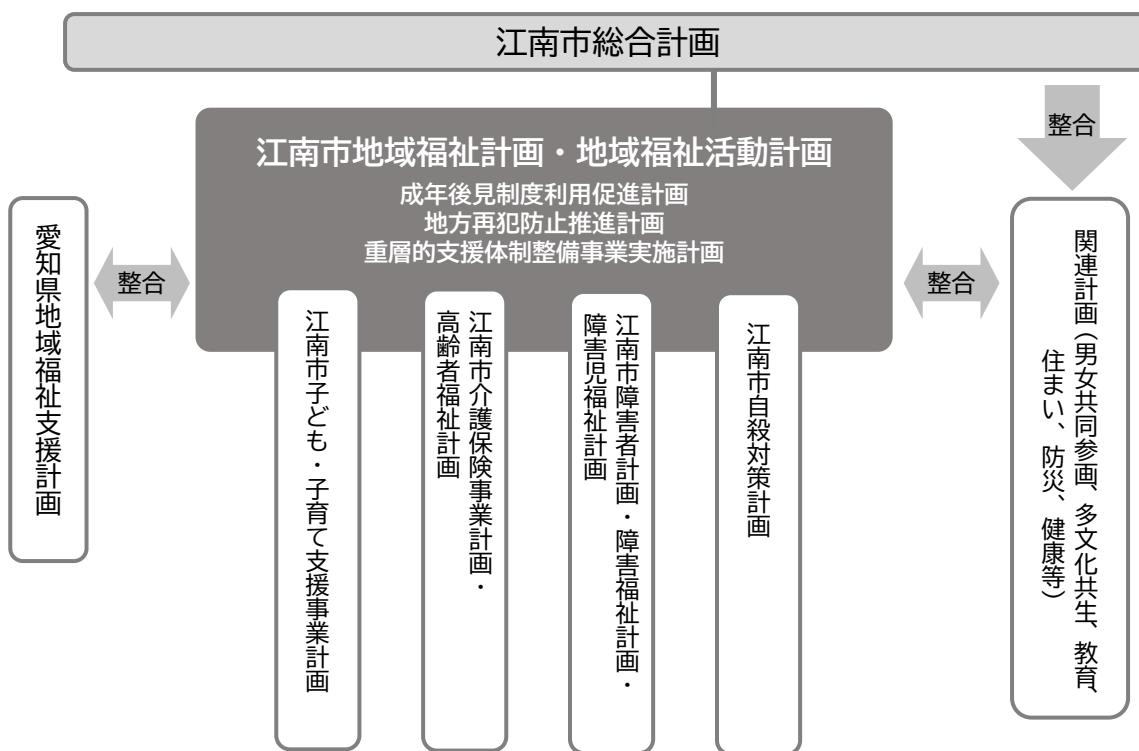
少子高齢化や人口減少が進み、地域の福祉課題が複雑化・複合化等していくなか、地域福祉の分野においても、SDGsの視点を踏まえて取組を進めていくことが重要です。本計画においても、SDGsの掲げる目標を取り入れ、施策の展開を図ります。



4 計画の位置付け

本計画は下記のような位置付けの計画となります。なお、本計画は、本市の最上位計画である「第6次江南市総合計画」と整合を図るとともに、保健福祉関連の各種計画（介護保険事業計画及び高齢者福祉計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、自殺対策計画等）の上位計画として、及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」、「社会福祉法」第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。

■関連計画との関係



5 地域福祉を進めるまでの江南市の地域の範囲

本市では様々な地域範囲で多様な活動が進められていますが、地域福祉の取組を計画的・戦略的に進めていくためには、ある程度組織的なまとまりをもつ「地域福祉活動」の区域を定めていく必要があります。

本市においては、第1次計画では、「中学校区」を地域福祉活動の区域として設定していました。

しかしながら、既に存在し活動をしている地域コミュニティが「区・町内会」であることと、地域福祉に関するアンケート調査結果では、多くの江南市民にとって『地域』の範囲は『町内会などの自治会』であることから、本計画において、地域福祉活動を進める区域設定は、「区・町内会」とします。なお、区・町内会は江南市内に約140あることから、地域の活動から出てきた課題を吸い上げ、意見をまとめ、今後の方向性を決定していくための範囲としては旧町村エリアの5地区とします。

江南市の地域福祉活動を 進めるうえでの区域					
	隣近所	区・町内会 約140地区	旧町村エリア 5区域	日常生活圏域 3圏域	市全域
できること	*日頃からの声かけ、見守り *区・町内会単位の住民主体の地域福祉活動の展開 *緊急時における避難行動要支援者※への支援等の対応		*区・町内会単位の地域福祉課題の吸い上げ・まとめ	*地域包括ケアシステム※の構築 *住民に身近な相談窓口や支援機関の整備	*全体コーディネート *専門的な支援、指導・助言

※「旧町村エリア」は旧町村（古知野、布袋、宮田、草井）に藤ヶ丘地区をあわせたものです。

※ 避難行動要支援者

障害のある人や高齢者、乳幼児等、災害発生時の避難等に、配慮を要する人のうち、自ら避難することが困難で、避難の確保に特に支援を要する人のこと。

※ 地域包括ケアシステム

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサポートが一体的に提供される仕組み。

6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間として定めます。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合は、計画期間中においても柔軟に見直しをすることとします。

■計画期間

年度	平成		令和												
	和暦	西暦	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
第6次江南市総合計画 (平成30年度～ 令和9年度)	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029		
基本構想															
前期基本計画															
後期基本計画															
江南市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画															
第1次															
第2次（本計画）															
江南市介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画															
第9期															
江南市障害者計画															
第3次															
江南市障害福祉計画・ 障害児福祉計画															
第7期・第3期															
江南市子ども・子育て 支援事業計画															
第2期															

第2章 江南市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計からみる江南市の現状

(1) 人口・世帯の状況

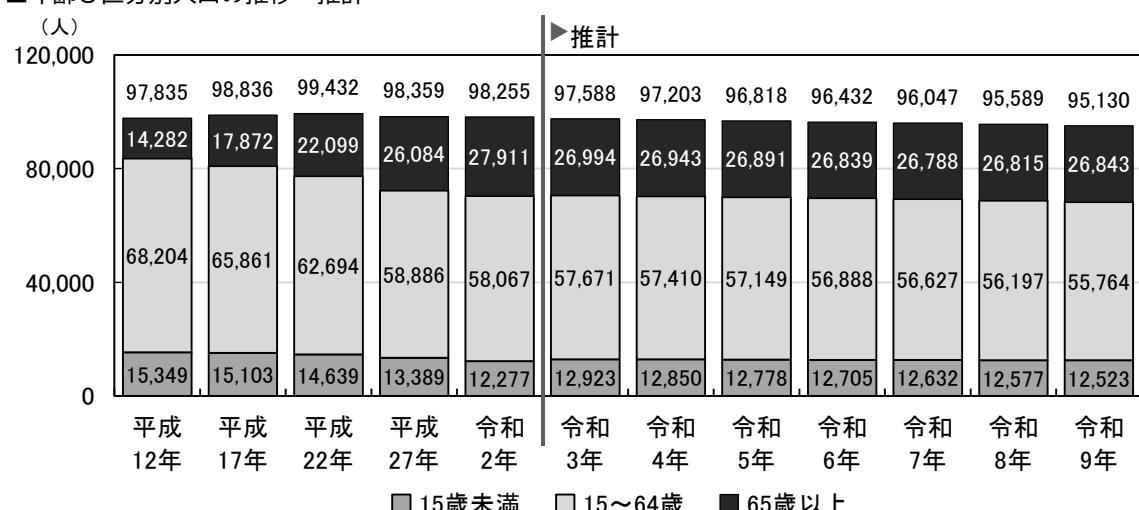
① 年齢3区分別人口の状況

本市の人口は平成22年をピークに減少に転じており、令和3年以降の推計でも減少傾向が継続することが見込まれています。

年齢3区分別人口割合の推移と推計をみると、15歳未満、15～64歳の人口割合が減少を続けていくのに対し、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けていくことが見込まれています。

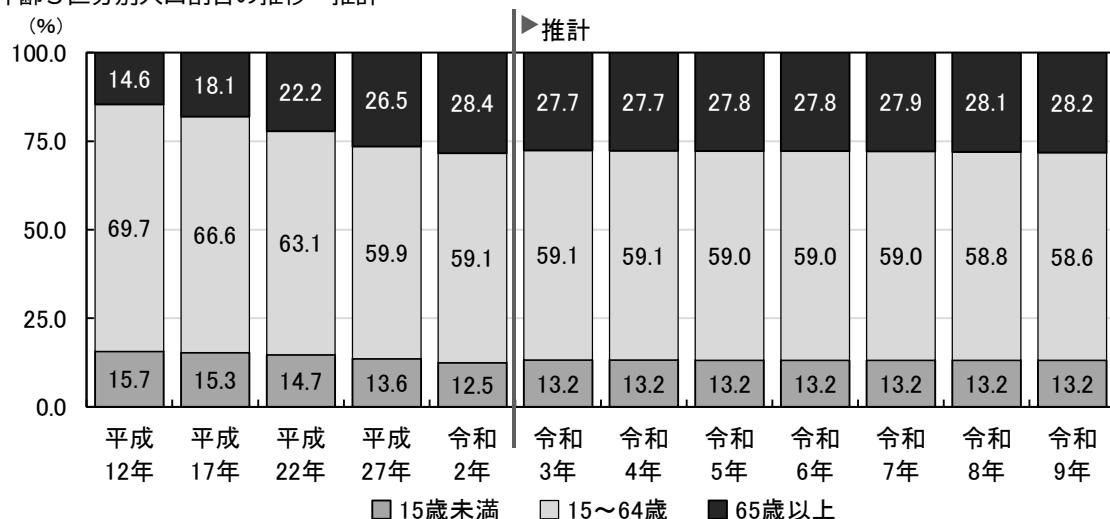
※本章で使用している各資料の比率は小数点第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合があります。

■年齢3区分別人口の推移・推計



資料: [平成12年～令和2年]国勢調査、[令和3年以降]第6次江南市総合計画

■年齢3区分別人口割合の推移・推計



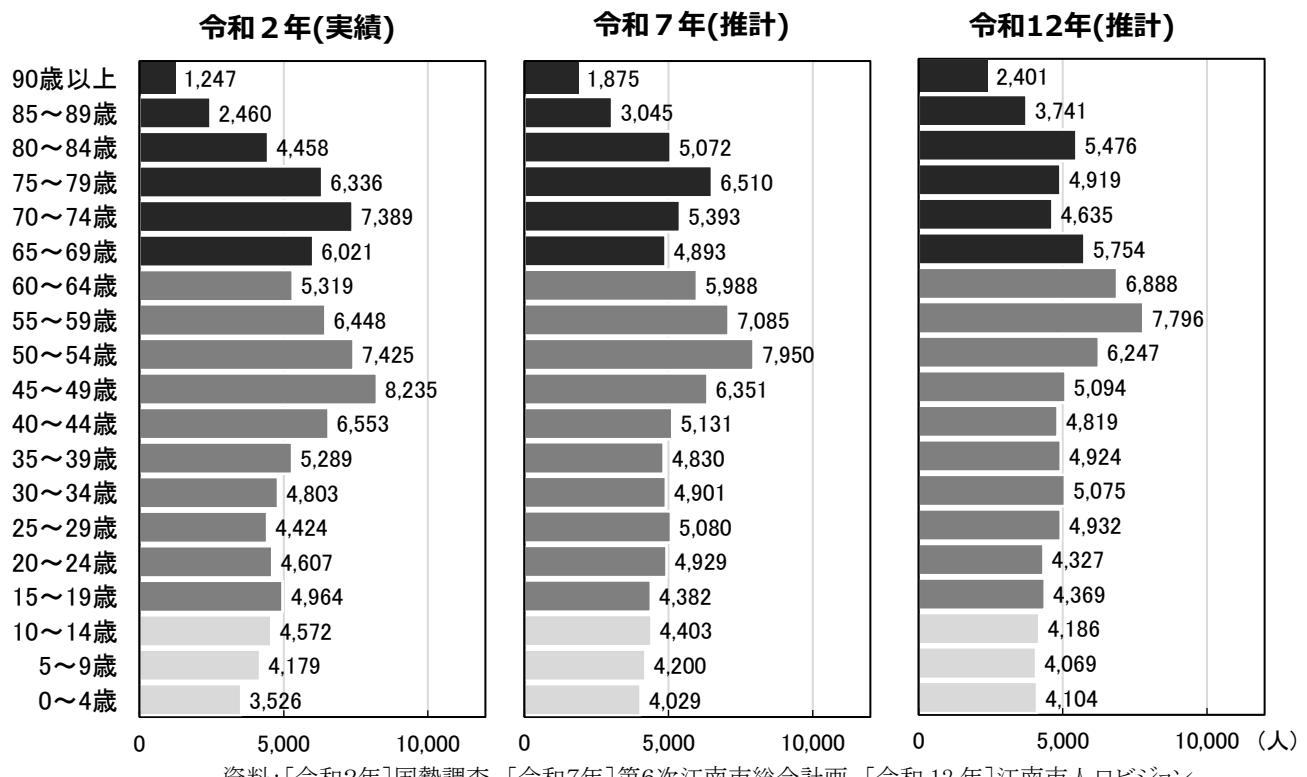
資料: [平成12年～令和2年]国勢調査、[令和3年以降]第6次江南市総合計画

② 人口構成の状況

本市の人口構成は、令和2年時点では40歳代後半の働き盛り・子育て世代、70~74歳の高齢者が多くなっています。前期高齢者は今後10年間で後期高齢者に移行することが予想されています。

令和12年の推計では、55~59歳の人口が最も多く、40歳未満の若い世代に大きな膨らみがありません。さらに、90歳以上の人口は令和2年の約2倍となり、少子高齢化や人口減少が進行していくことが懸念されます。

■人口構成の変化（推計）

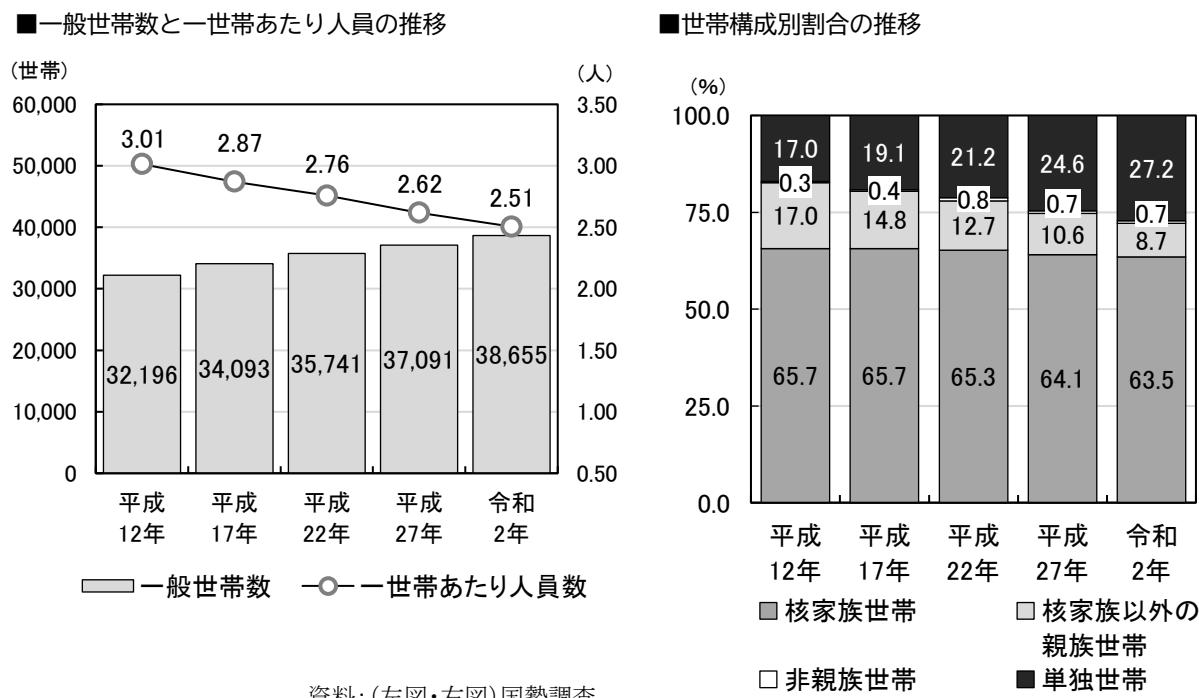


資料: [令和2年]国勢調査、[令和7年]第6次江南市総合計画、[令和12年]江南市人口ビジョン

③ 世帯数・世帯構成の状況

本市の一般世帯数は増加を続けていますが、その一方で一世帯あたり人員数は減少しています。

世帯構成別割合の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も大きくなっていますが、また単独世帯の割合が増加していることからも、世帯規模が縮小化していることがうかがえます。



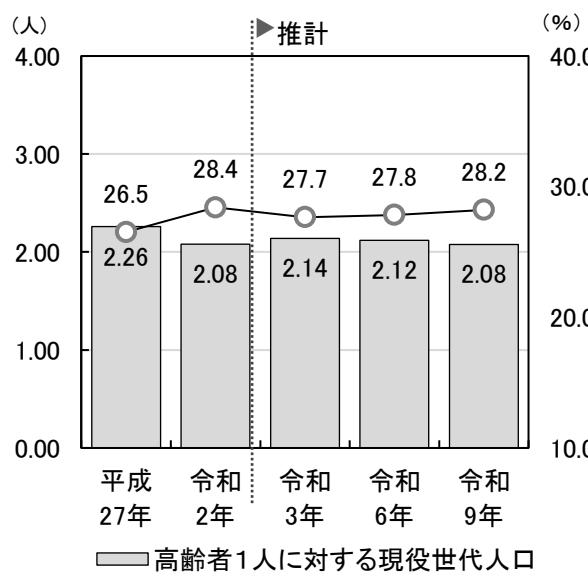
(2) 高齢者の状況

① 高齢化率の状況

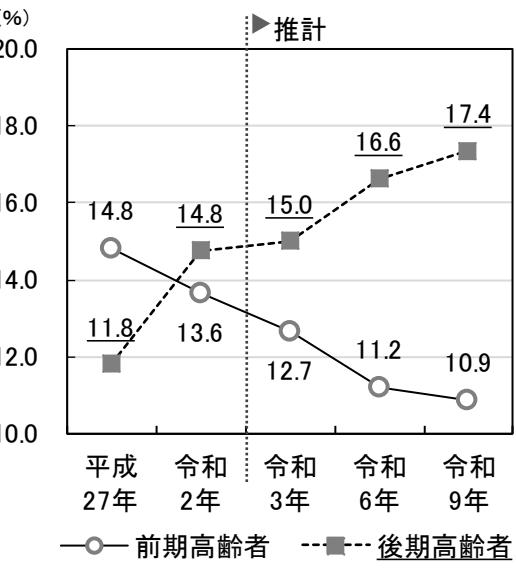
本市の少子高齢化・人口減少に伴い、高齢者1人に対する現役世代人口の数も減少し、いわゆる支援の担い手が減少していくことが予想されています。

また、65歳から74歳の前期高齢者及び75歳以上の後期高齢者割合は令和2年に逆転しており、その後も後期高齢者割合は増加傾向で推移していくことが見込まれています。

■高齢者1人に対する現役世代人口及び高齢化率の推移・推計



■前期・後期高齢者割合の推移・推計

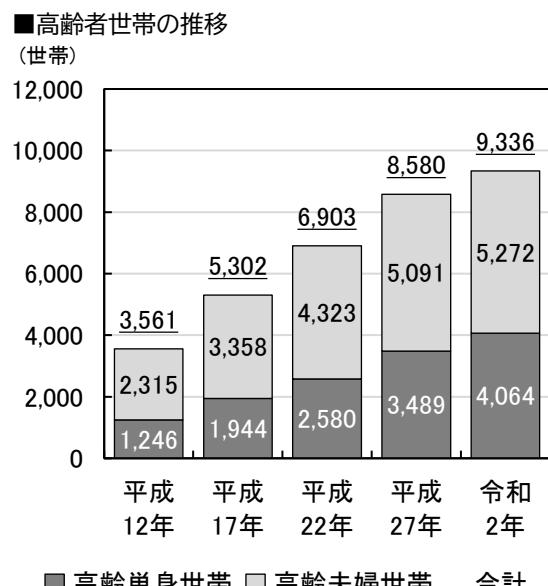


資料:[～令和2年]国勢調査、[令和3年～]第6次江南市総合計画

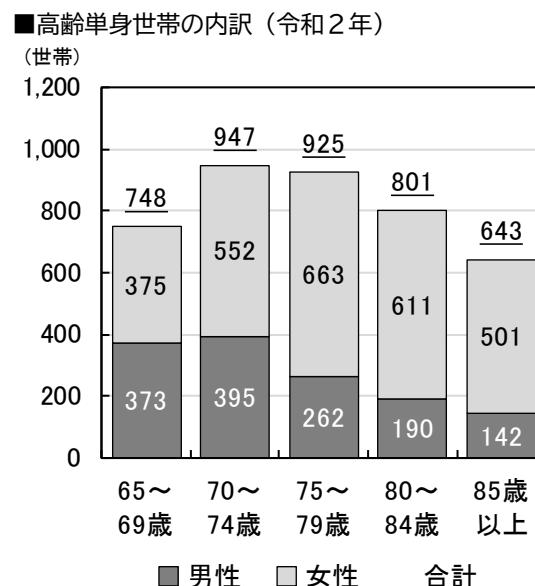
② 高齢者世帯数の状況

本市の高齢者世帯数は、高齢化の進行に伴い平成 12 年から令和 2 年にかけて約 2.6 倍に増加しており、特に高齢単身世帯で増加割合が大きくなっています。

高齢単身世帯の内訳をみると、80 歳以上の世帯が約 35% を占めており、その約 8 割を女性が占めています。



資料:国勢調査

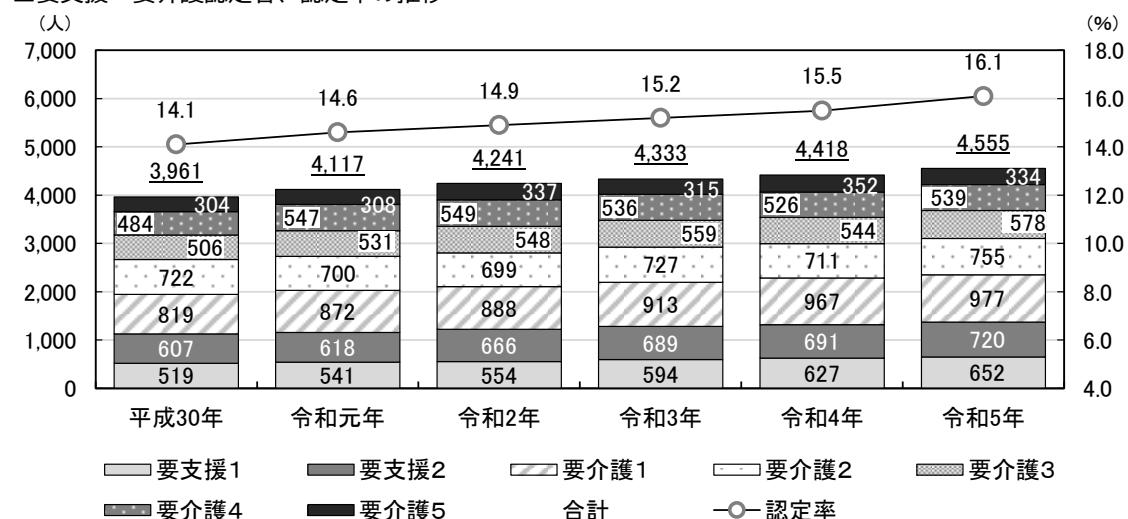


資料:国勢調査

③ 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数は増加しています。認定率（要支援・要介護認定者数を第 1 号被保険者数で除した割合）は、平成 30 年以降増加しながら推移しており、令和 5 年の認定者合計は 4,555 人、認定率は 16.1% となっています。

■要支援・要介護認定者、認定率の推移

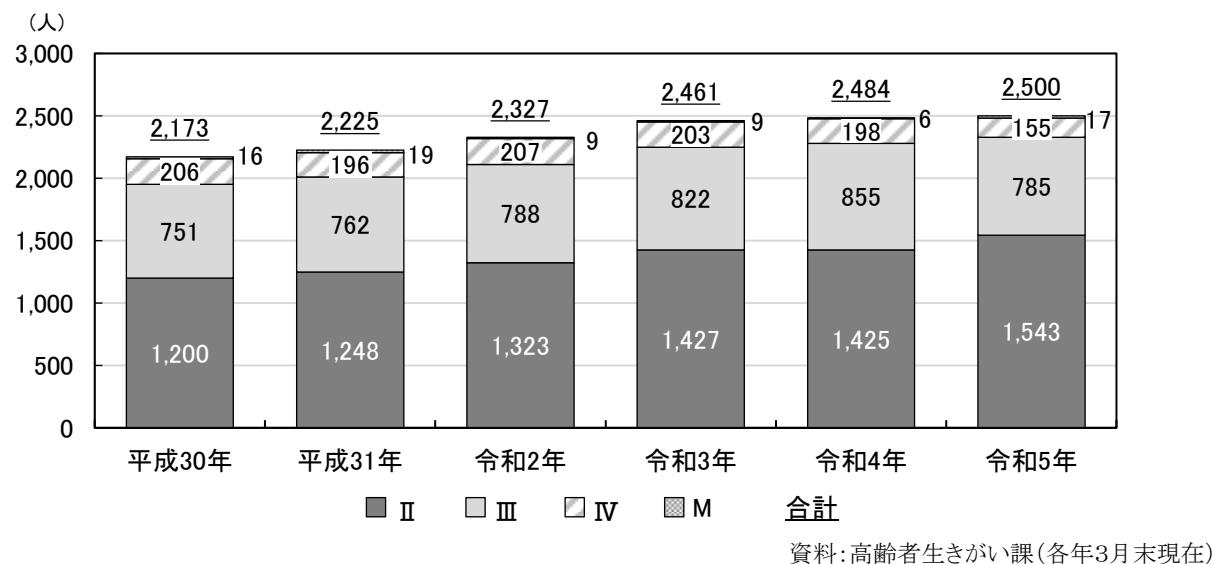


資料:介護保険事業状況報告(月報) ※各年9月末現在

④ 認知症※高齢者の状況

本市の認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）は、平成30年以降増加しながら推移しており、令和5年の認知症高齢者合計は2,500人となっています。

■認知症高齢者の推移



資料：高齢者生きがい課（各年3月末現在）

認知症高齢者の状況

認定調査員が訪問調査をした人のうち、以下の判定に基づき、日常生活自立度Ⅱ以上と判定された人を「認知症高齢者」としています。

■判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

※ 認知症

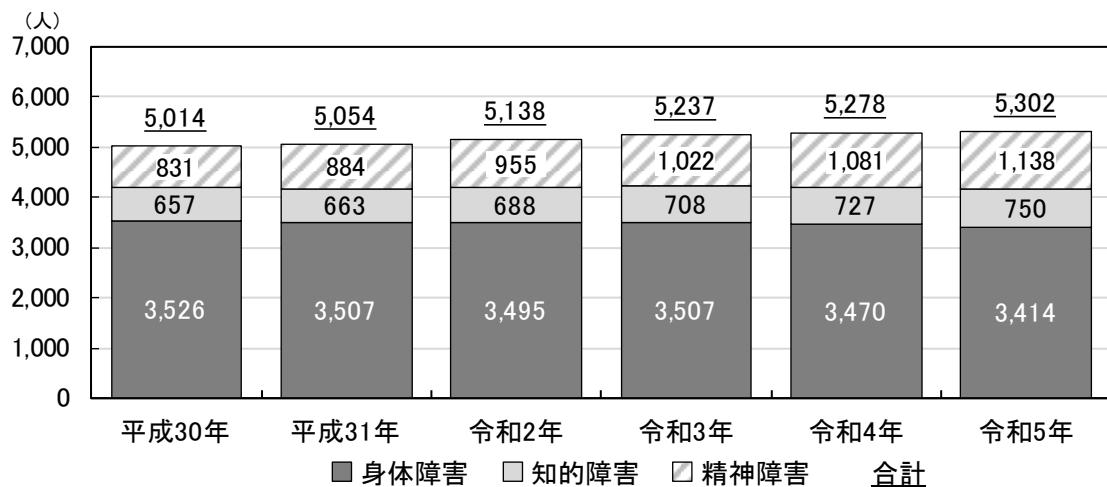
いろいろな原因で脳細胞の働きが悪くなつたために様々な障害が起つり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

(3) 障害のある人等の状況

① 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加割合が高くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年4月1日現在)

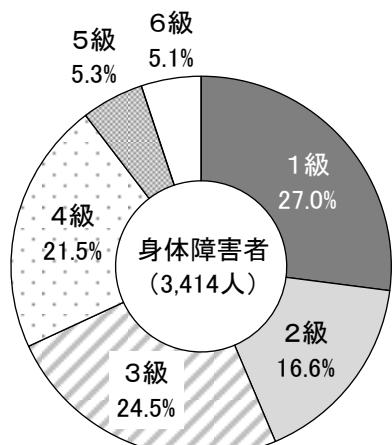
※グラフ中の「身体障害」は「身体障害者手帳所持者」、「知的障害」は「療育手帳所持者」、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を表しています。

② 各手帳所持者の状況

身体障害の等級別の割合は、「1級」が約3割と最も高く、次いで「3級」「4級」がそれぞれ約2割となっています。

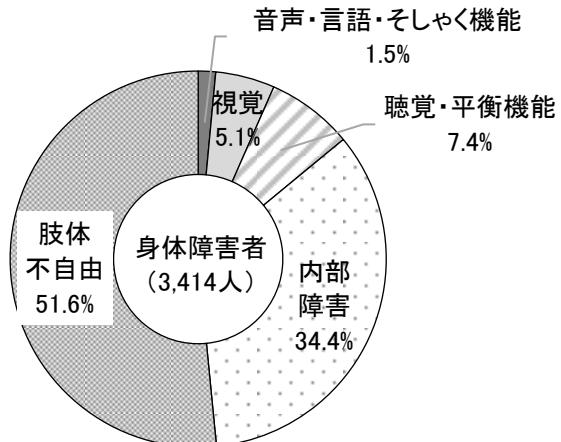
また、障害種別の割合は、「肢体不自由」が約半数と最も高く、次いで「内部障害」が約3割と全体の大多数を占めています。

■身体障害 等級別割合（令和5年）



資料:福祉課(4月1日現在)

■身体障害 障害種別割合（令和5年）

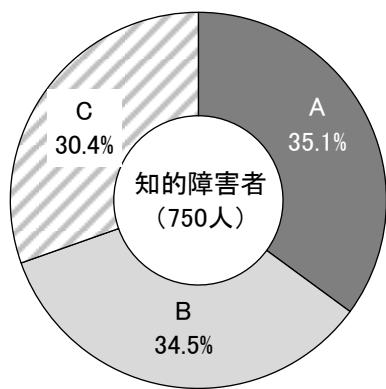


資料:福祉課(4月1日現在)

知的障害の判定別割合は、それぞれ3割程度となっていますが、「A」が最も高くなっています。

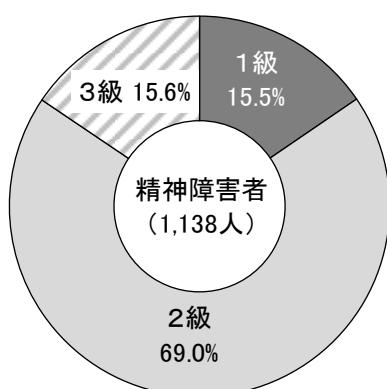
精神障害の等級別割合は、「2級」が約7割と最も高くなっています。

■知的障害 判定別割合（令和5年）



資料:福祉課(4月1日現在)

■精神障害 等級別割合（令和5年）

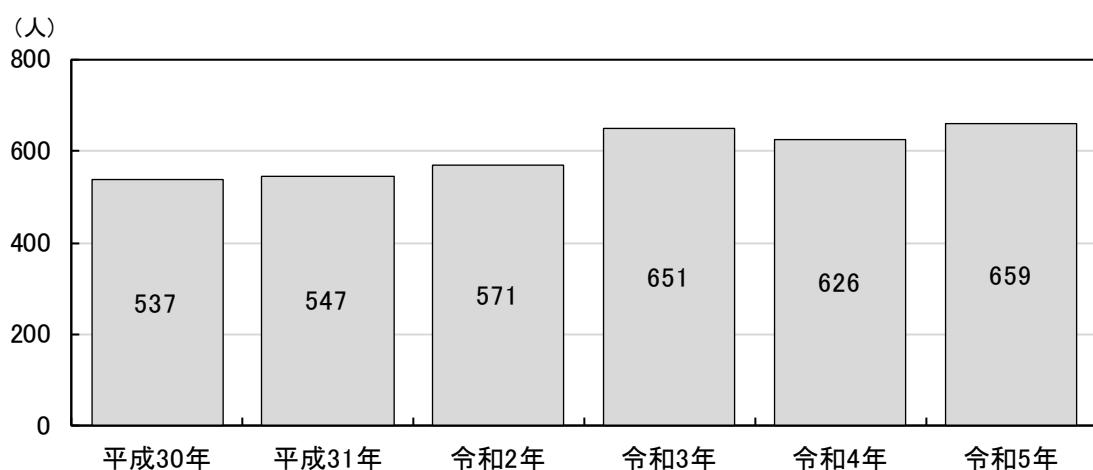


資料:福祉課(4月1日現在)

③ 難病患者の状況

本市の難病患者数（指定難病特定医療費公費負担分）の推移をみると、令和4年に減少となっているものの、全体的に増加傾向となっています。

■難病患者数の推移



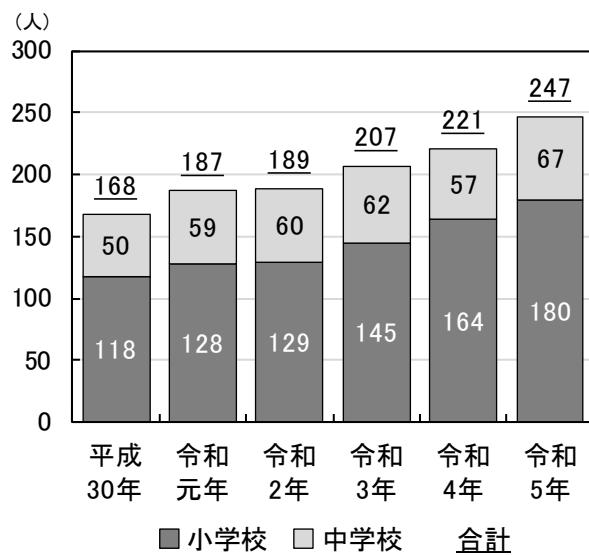
資料:江南保健所(各年4月1日現在)

④ 特別な支援が必要な子どもの状況

本市の特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にあり、特に小学校児童数が増加しています。

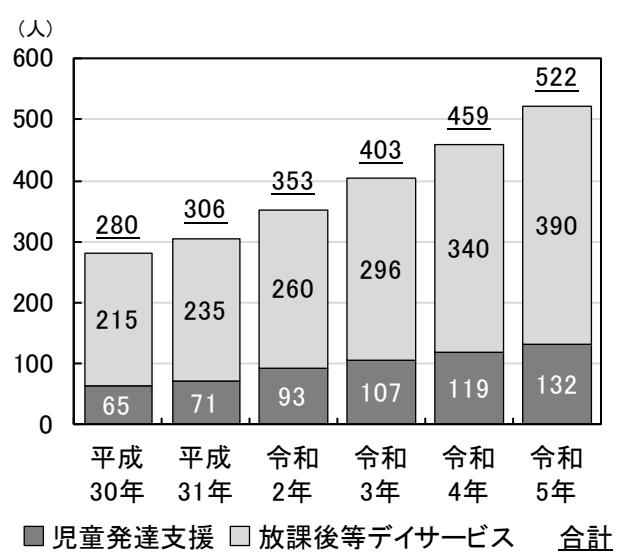
障害児通所支援サービス受給者数も増加しており、特別な支援が必要な子どもが増加していることがうかがえます。

■特別支援学級の児童・生徒数の推移



資料:教育課(各年5月1日現在)

■障害児通所サービス受給者数の推移

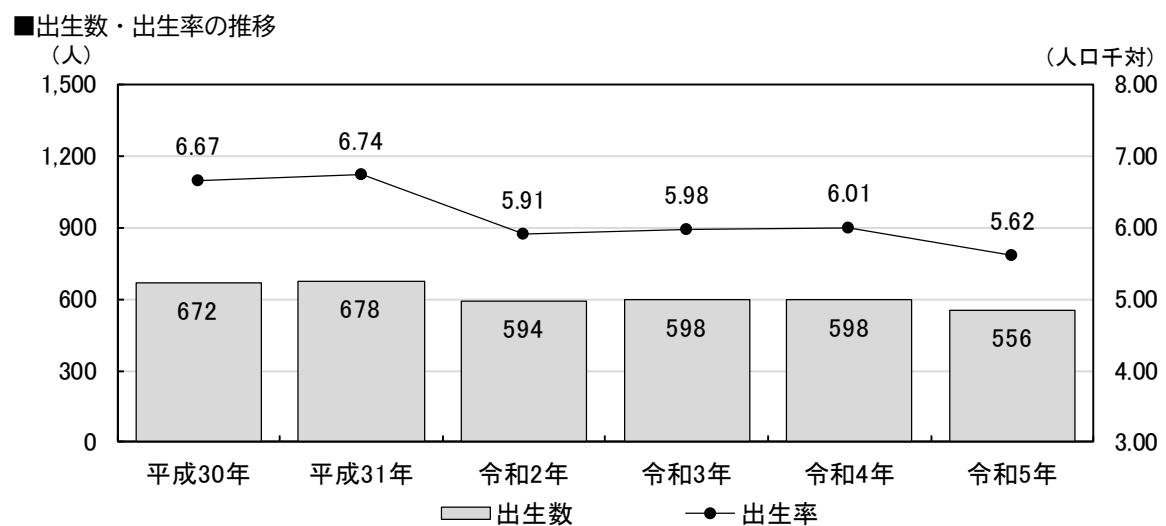


資料:福祉課(各年4月1日現在)

(4) 子ども・子育て世帯の状況

① 出生の状況

本市の出生数は、増減を繰り返しながら減少しております。令和5年は556人となっております。また、出生率は令和5年に人口千対5.62と、平成30年以降で最も高い平成31年の6.74から大幅に低下しております。

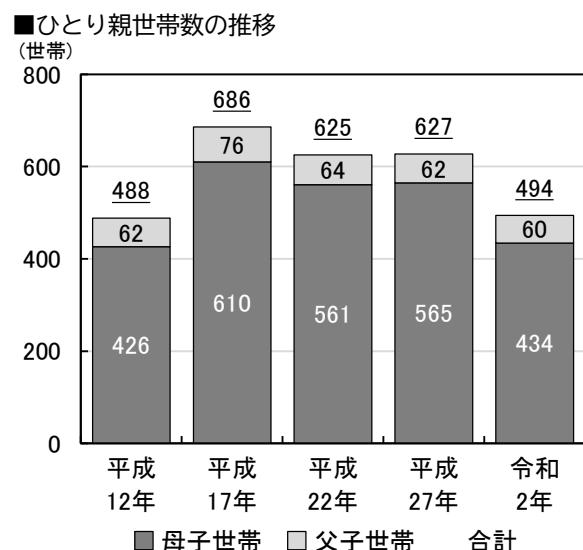


資料：[出生数]人口動態調査、[出生率の算出に用いた人口]市民サービス課(各年4月1日現在)

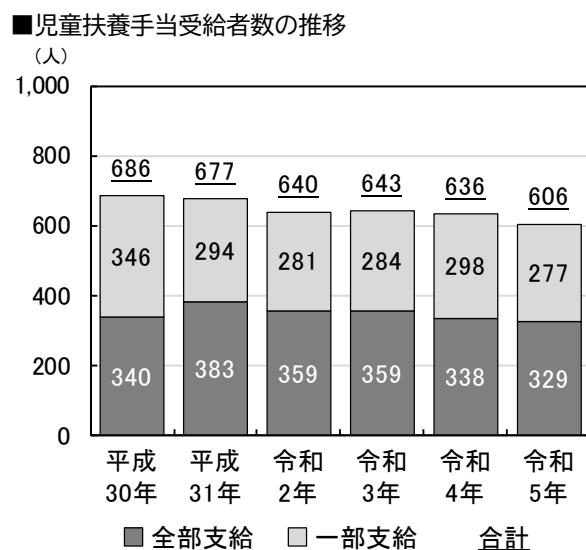
② ひとり親世帯等の状況

本市の母子・父子世帯（未婚、死別または離別の父または母と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）数は平成12年から平成17年にかけて大幅に増加し、その後減少傾向で推移しております。令和2年には494世帯となっております。

児童扶養手当（ひとり親家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のために手当を支給する制度）受給者数は、平成30年以降増減しながら減少傾向で推移しており、令和5年には606人となっています。



資料：国勢調査



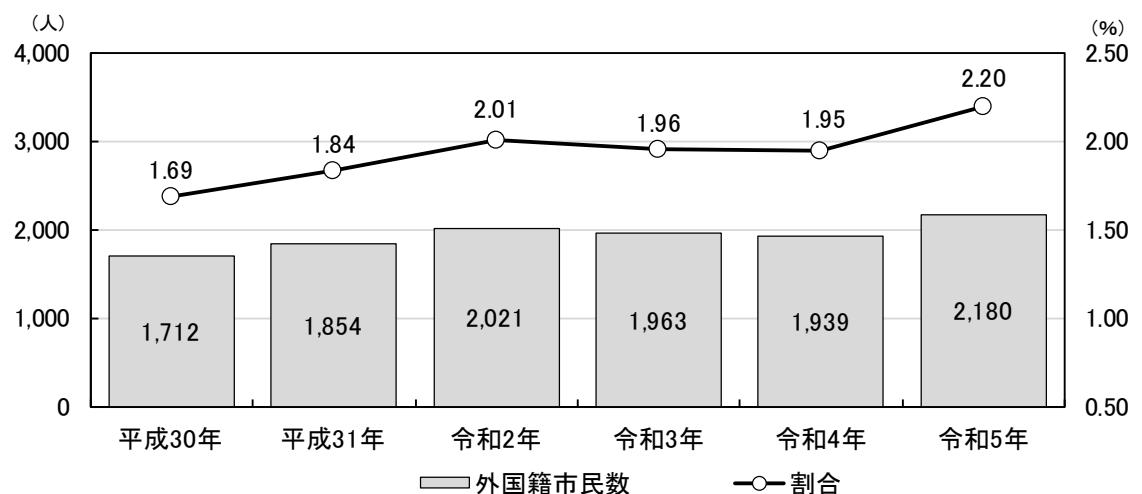
資料：こども政策課(各年3月末現在)

(5) 外国籍市民の状況

本市の総人口に占める外国籍市民の割合は、増減しながら増加傾向で推移しており、令和5年は2,180人となっています。

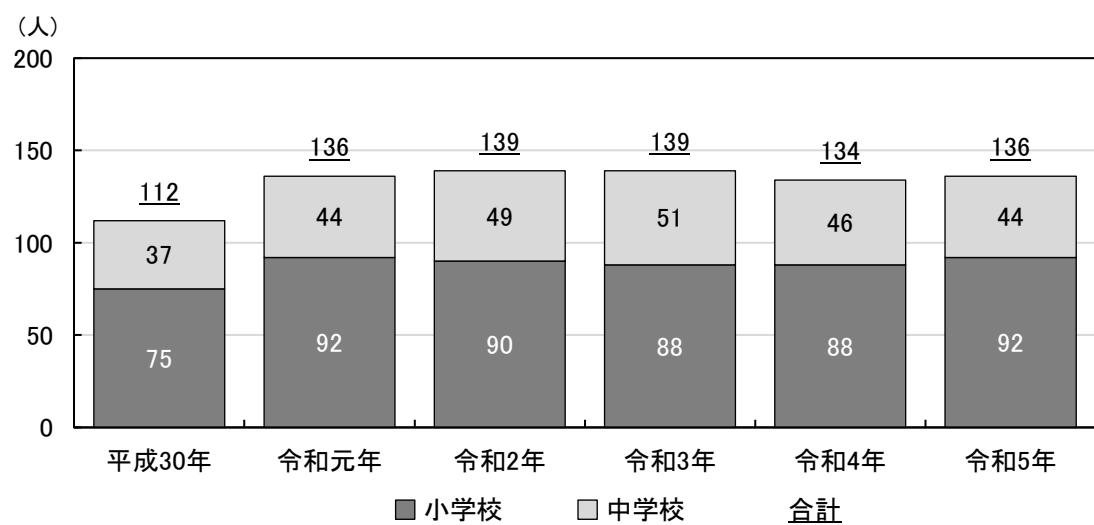
少子化により児童・生徒数が減少しているなかで、外国人児童・生徒数は、平成31年に急激に増加後、横ばいで推移しています。

■外国人市民数・総人口に占める外国籍市民割合の推移



資料:市民サービス課(各年3月末現在)

■外国人児童・生徒数の推移

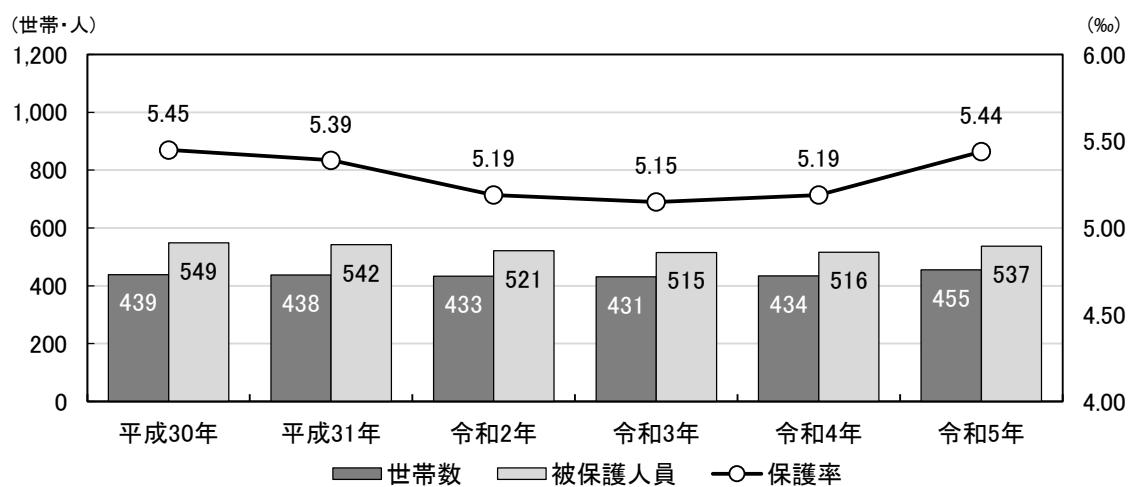


資料:教育課(各年5月時点)

(6) 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数、被保護人員ともに減少傾向で推移していましたが、令和4年に増加に転じ、令和5年では455世帯、537人となっています。保護率（1,000分の1を表す単位で、総人口1,000人あたりの被保護人員の割合）も、生活保護世帯数、被保護人員と同様の傾向にあり、令和5年には5.44%となっています。

■生活保護世帯数等の推移



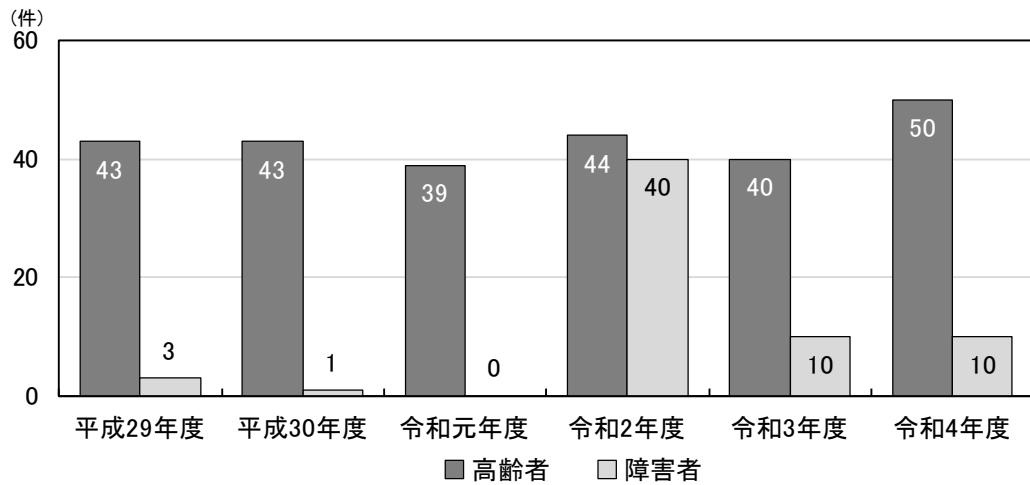
資料:福祉課(各年4月1日現在)

(7) 虐待、DV※の状況

本市の高齢者、障害者虐待相談件数、DV相談件数はいずれも年によって大きく違いがあります。

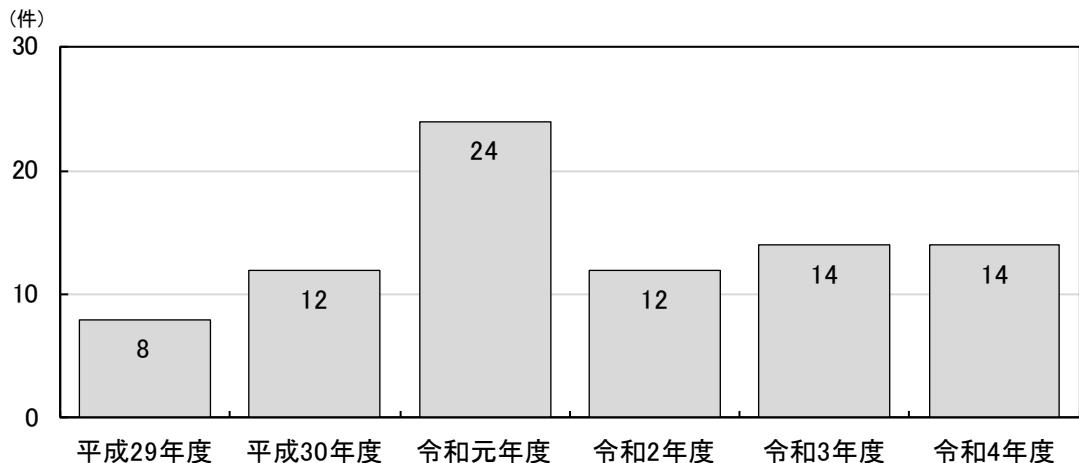
児童虐待認定件数は、増減しながら増加傾向で推移しており、令和4年では94件となっています。

■高齢者、障害者虐待相談件数の推移



資料：[高齢者] 高齢者生きがい課、[障害者] 福祉課

■DV相談件数の推移

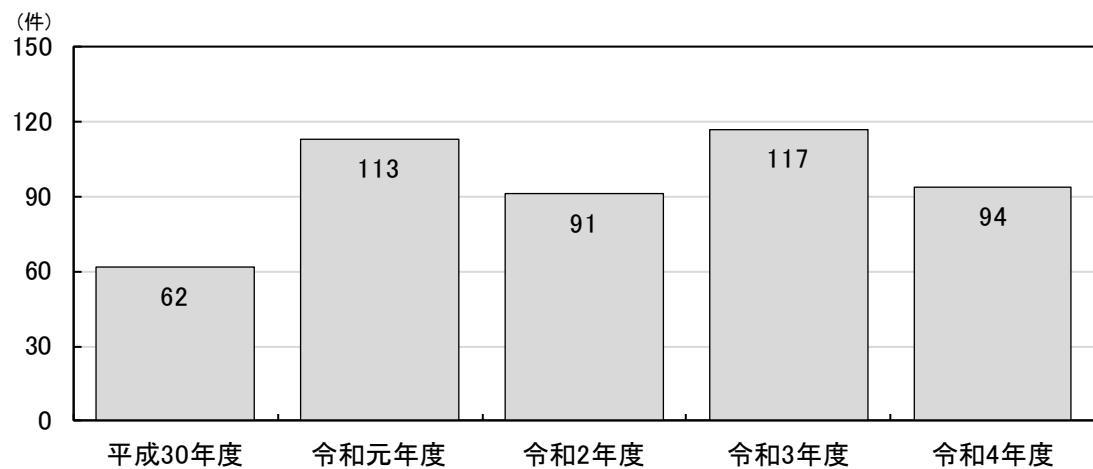


資料：福祉課

※ DV(ドメスティックバイオレンス)

夫婦や恋人など親しい人間関係のなかでおこる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

■児童虐待認定件数の推移

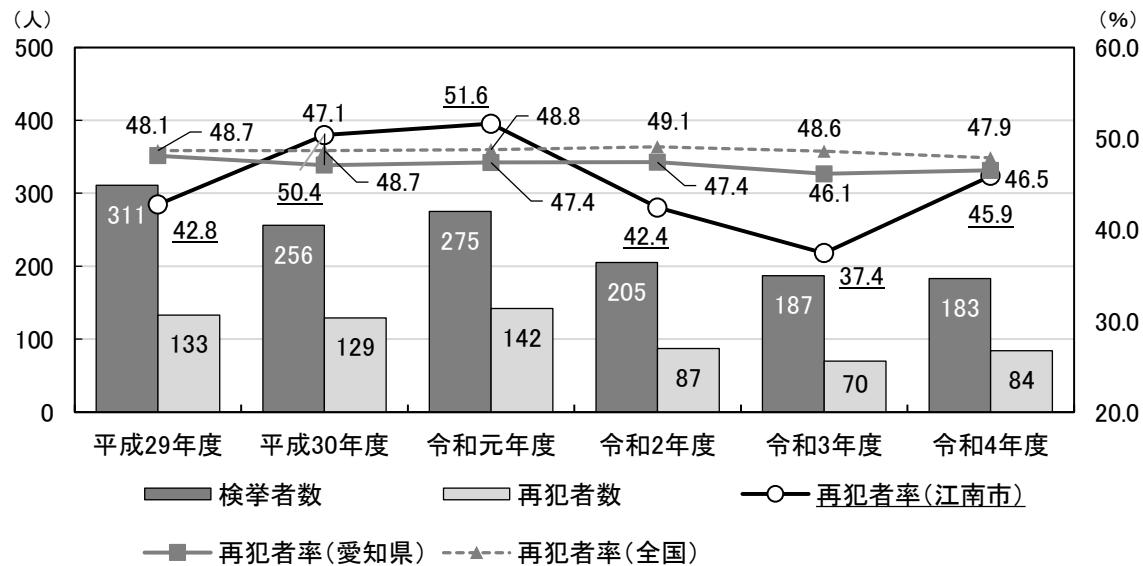


資料:一宮児童相談センター

(8) 再犯者の状況

本市の再犯者率は、増減を繰り返しながら推移しています。国及び県と比較すると、令和2年度以降は国・県を下回って推移しています。

■検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料:[全国]法務省[愛知県、江南市]愛知県警警察本部刑事総務課
※「江南市」は「江南警察署」の管轄の数値

(9) 成年後見制度の状況

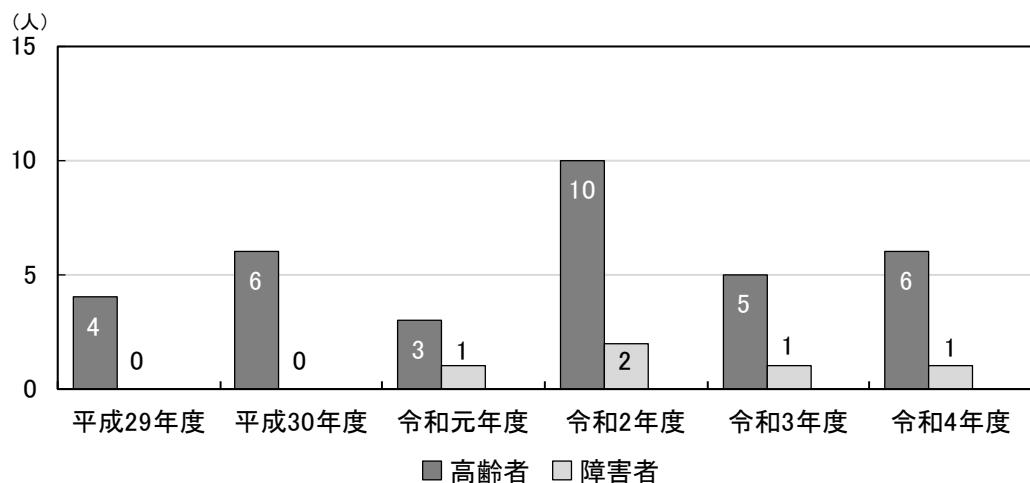
本市の令和4年12月31日現在の成年後見制度利用者数は、後見類型が109人と最も多くなっています。

市長申し立て実施状況については、平成29年以降、高齢者は3人から10人で推移しており、障害者は0人から2人で推移しています。

■成年後見制度類型別利用者数（令和4年12月31日時点）

	後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見
(人)	109	16	9	3

■市長申立実施状況の推移



資料:福祉課

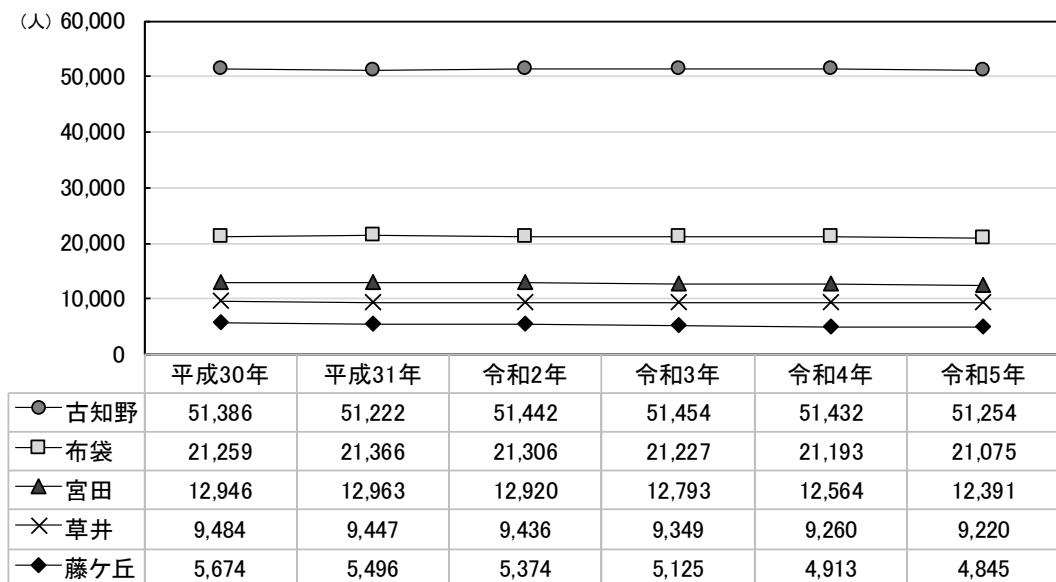
(10) 地区の状況

① 地区別人口の状況

各地区の人口等の状況は以下のとおりです。

地区	特　徴
古知野	市内で最も人口が多い地区です。人口は横ばいで推移しています。 高齢化率が市内で最も低く、高齢者ののみの世帯も少なくなっています。 居住年数が5年未満の人の割合が他地区に比べて高く、転入者が多い比較的若い年齢構成の地区であることが特徴となっています。
布袋	人口は市内で2番目に高く、横ばいで推移しています。 高齢化率は市内で2番目に低く、年少人口※割合は市内で最も高くなっています。 比較的高齢人口と年少人口のバランスが取れている地区です。
宮田	人口減少率が市内で2番目に高く、それにあわせて年少人口の減少・高齢化率の上昇が進んでいます。 高齢者ののみの世帯、居住年数が20年以上の人も市内で2番目に多く、今後さらに高齢者への支援が必要になることが推測されます。
草井	高齢化率、年少人口割合はほぼ市の平均となっているものの、平成30年から令和5年にかけて、高齢化率はほぼ横ばいとなっています。高齢者ののみの世帯割合も市の平均と同様ですが、居住年数が20年以上の人が市内で最も多く、長期的にみると、高齢者ののみの世帯割合の上昇が見込まれます。
藤ヶ丘	市内で最も人口が少ない地区です。人口減少率が最も高く、年少人口の減少・高齢化率の上昇が顕著な地区です。一方で居住年数が5年未満の人の割合が市内で最も高くなっています。高齢化率の上昇にあわせて高齢者ののみの世帯の割合も高くなっています。見守り・声かけが必要な世帯が増えています。

■地区別総人口の推移

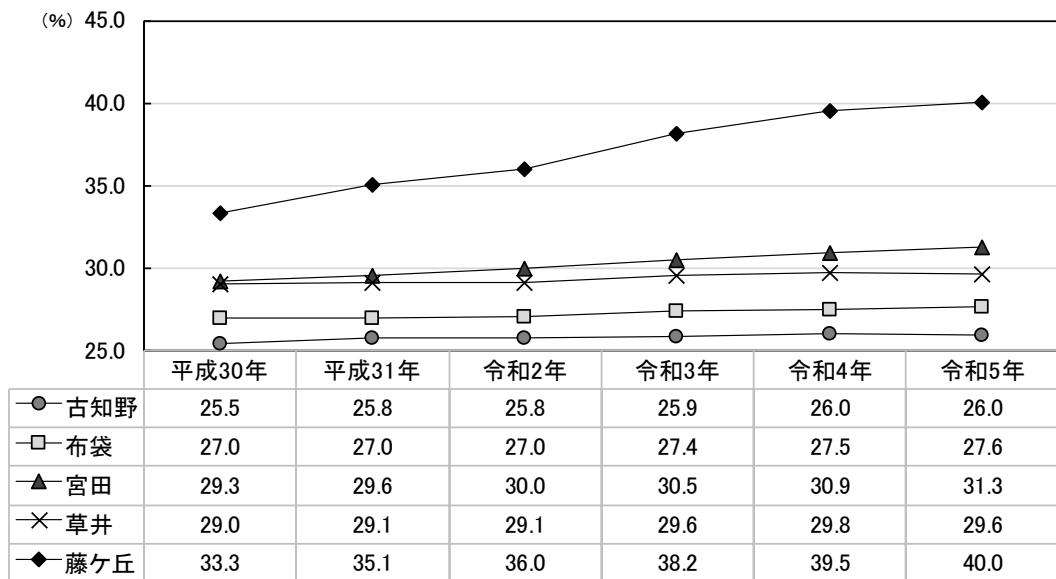


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※年少人口

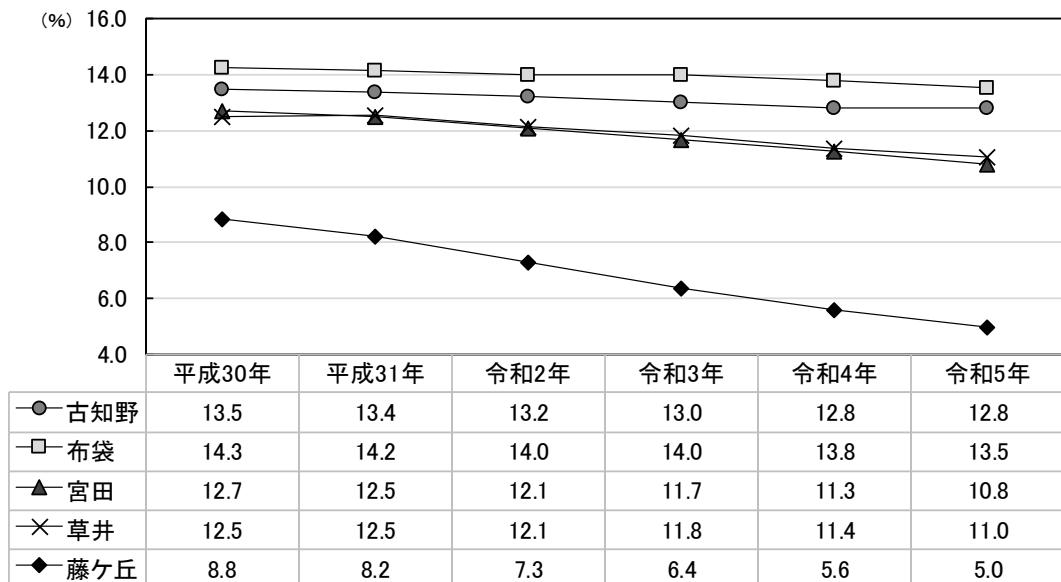
年齢15歳未満の人口のこと。なお、生産年齢人口は15~64歳の人口、老人人口は65歳以上の人口をいう。

■地区別高齢化率の推移



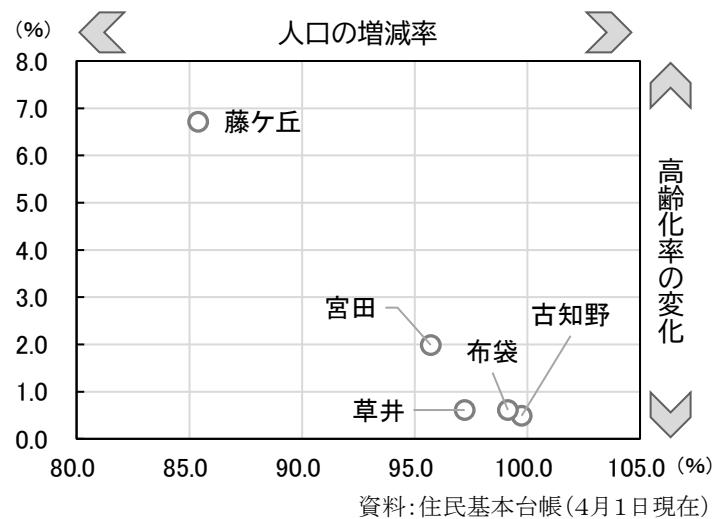
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■地区別年少人口割合の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

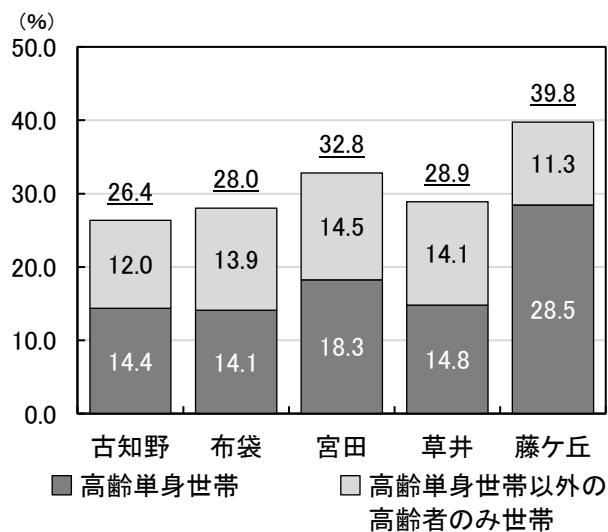
■人口増減と高齢化率の変化の関係



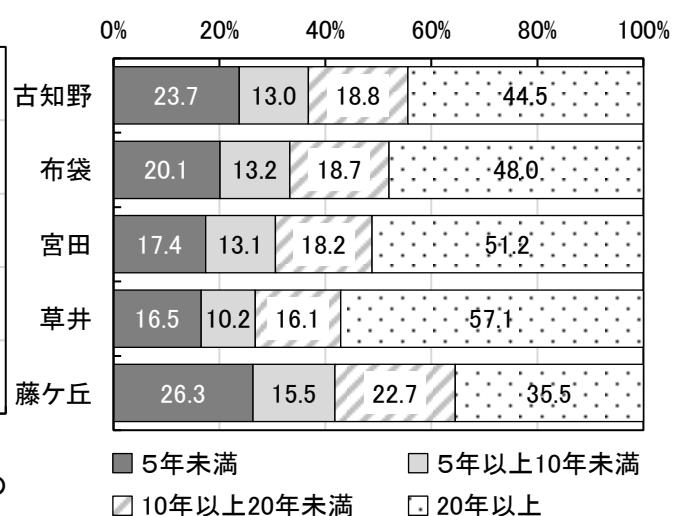
■人口増減と高齢化率の変化の関係

令和5年の総人口を平成30年の総人口で除したものを「人口増減率」とし、また、令和5年の高齢化率と平成30年の高齢化率の差を「高齢化率の変化」としたものの相関について、地区ごとに示している。

■地区別高齢者のみ世帯割合の状況



■地区別居住年数



② 地域資源の状況

各地域範囲における地域資源は次のとおりです。

■重層的な地域範囲ごとの地域資源

隣近所	区・町内会 約 140 地区	日常生活圏域 3 圏域	市全域	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・民生委員・児童委員※146 人 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館: 3か所 (地区公民館除く) ・学習等供用施設 : 13 か所 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・支所: 3か所 ・地域包括支援センター※ (高齢): 3か所 ・生活支援コーディネーター※ (高齢): 4人 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所 ・社会福祉協議会 ・自立相談 (生活困窮): 1 か所 ・基幹相談支援センター※ (障害): 1 か所 ・児童発達支援センター: 1 か所 ・保健センター ・子育て支援センター※: 3か所 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保健所、児童相談所</div>	

社会福祉法人、NPO※、ボランティア

※ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。

※ 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された。

※ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす地域支え合い推進員のこと。

※ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の相談を総合的に行う。

※ 子育て支援センター

子育て家庭等に対して、親子同士のふれあいの場であるサロンの提供、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。

※ NPO

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

■日常生活圏域におけるサロン数

日常生活圏域	サロンか所数（令和5年4月1日現在）		
北部圏域 (12か所)	○3R宮田サロン	○ジョイフルサロン	○ふれあいサロン藤ヶ丘
	○サロンふじの会	○サロン「あじさいの会」	○小脇生きいきクラブ
	○なか般若サロン	○サロン前飛保	
	○ゆう愛ステーションはなみずき		○草の井サロン
	○マツオカピナサロン	○コミュニティサロン☆むらっこ	
中部圏域 (10か所)	○ほのぼのサロン	○ふれあいサロンなごやか	○生き・いき・サロン前野
	○木曜サロン	○サロン野白	
	○宮後第1これから会健康サロン		○ハッピーサロン木曜会
	○サロン宮後	○サロンひだか	○宝サロン
南部圏域 (10か所)	○サロンいまいちば	○力長サロン	○北山サロン
	○安良健康サロン	○そもそも貯筋の会	○南山サロン
	○観音寺サロン	○布袋さくらサロン	○五明健康サロン
	○笑いヨガ布袋教室		

2 アンケート調査からみる市民や活動者の意識

(1) 市民・活動者アンケートの実施概要

本計画の策定に際し、地域の現状やニーズ、活動主体者の活動状況等を把握し、施策立案の検討材料とするため、2種の調査を実施しました。

■調査の実施概要

		市民	活動主体者	
調査対象		市内在住の18歳以上の市民 〔住民基本台帳より2,000人を性別、年代、居住地区等、江南市の人口割合と同等となるよう抽出〕	民生委員・児童委員（主任児童委員） 区長・町総代（自治会代表者も含む） 〔調査対象者283人〕	
配布・回収方法		郵送配布、郵送回収またはWEB回答		
調査基準日		令和4年10月1日		
調査期間		令和4年10月17日～11月4日		
回収状況	配布数	2,000	283	
	有効回答件数	878	223	
	有効回収率	43.9%	78.8%	

表記について

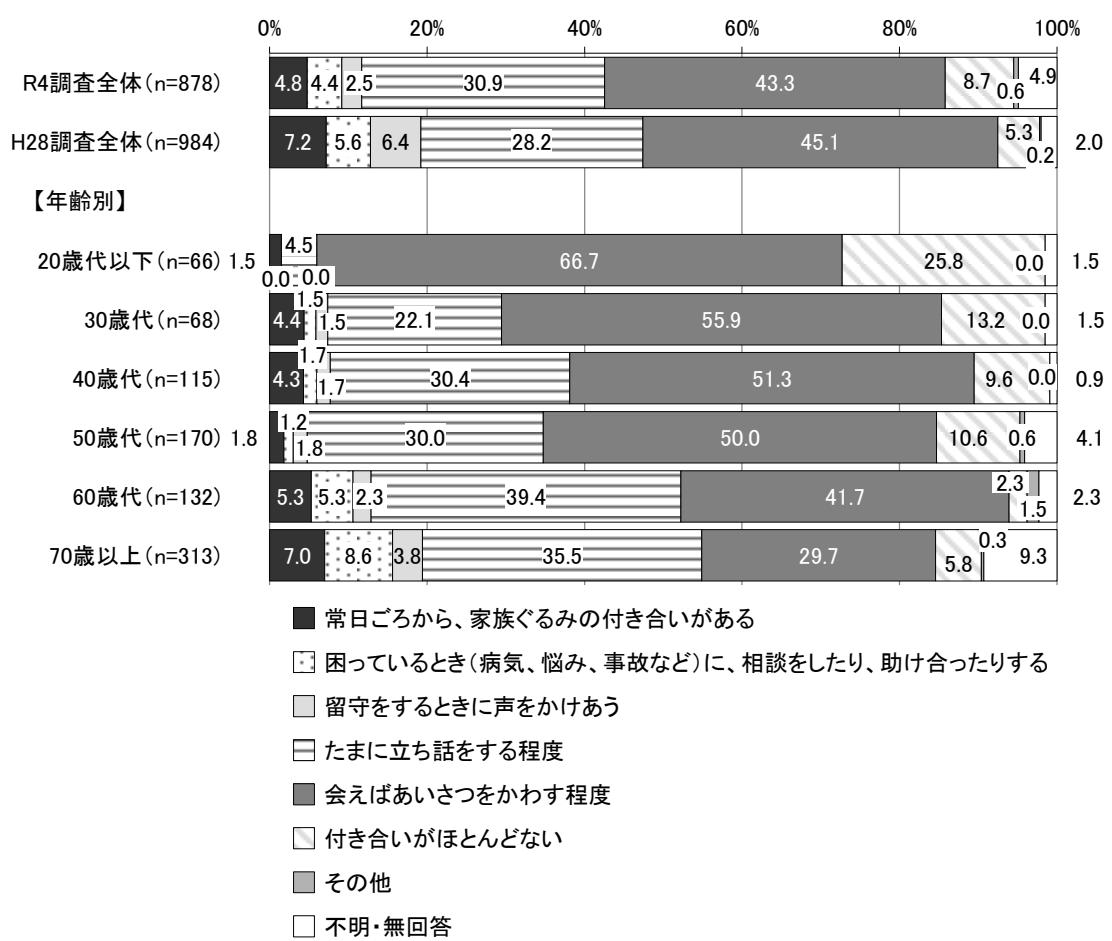
- アンケート結果概要における数字は、実際にその設問に回答した人の数を母数にした比率を表しています。
- 「n」は人数を表示しています。
- 設問に対し未回答がある場合は、有効回答件数と人数の合計が一致しません。
- 比率は小数点第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合があります。
- 回答を2つ以上選択できる複数回答では、比率の合計は100.0%を超える。

(2) 市民アンケート調査結果（一部抜粋）

① 近所付き合いの状況

市民の近所付き合いの程度は、全体では「会えばあいさつをかわす程度」が最も高くなっています。年齢が上がるにつれて、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする」といった、密な関係を築いている人が多くなる傾向にあります。一方で、50歳代は40歳代と比較して近所付き合いが希薄化している特徴がみられます。

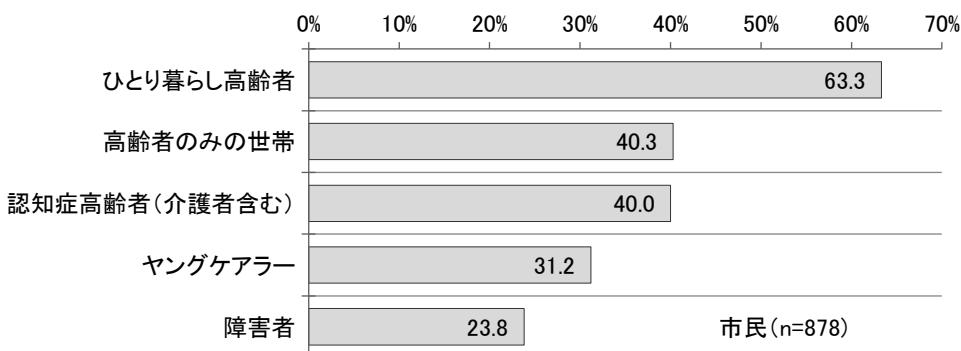
■近所付き合いの状況（市民意識調査 単数回答）



② 支援が必要だと思う対象

市民が特に支援が必要だと思う対象は「ひとり暮らし高齢者」が約6割と高くなっています。また、「ヤングケアラー※」が3割となっており、近年の福祉課題として認識されていることがうかがえます。

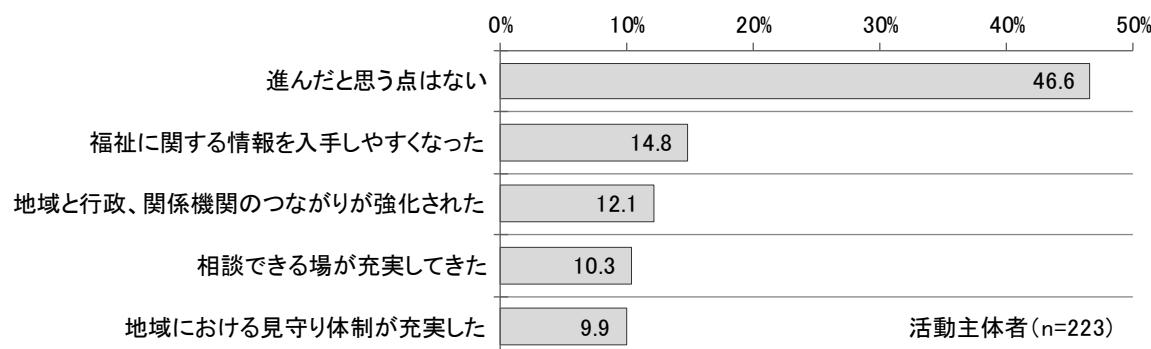
■特に支援が必要だと思う対象（市民意識調査 複数回答・上位5位）



③ 地域福祉が推進されたと思う点

活動主体者で、地域福祉が推進されたと思う点について、情報の入手や見守り体制の充実といった点で一定の成果はみられるものの、「進んだと思う点はない」が最も高くなっています。

■日頃活動している地域のなかで地域福祉が推進されたと思う点（活動主体者調査 複数回答・上位5位）



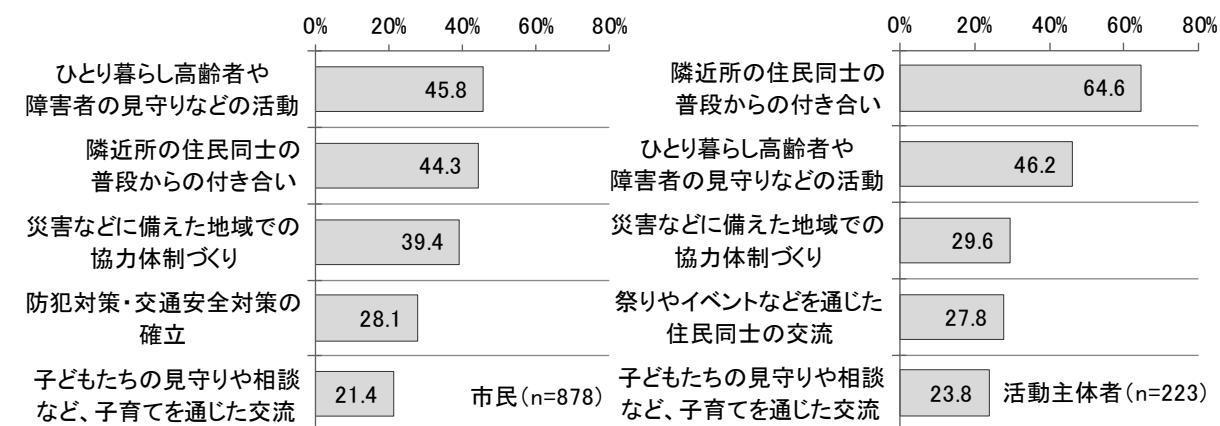
※ ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどをっている18歳未満の子ども。

④ 今後力を入れていくべきこと

地域として力を入れるべきことは、市民・活動主体者ともに「ひとり暮らし高齢者や障害者の見守りなどの活動」「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が高くなっています。

■助け合い、支え合いのまちづくりのために、今後地域として力を入れていくべきだと思うこと (市民意識調査、活動主体者調査 複数回答上位5位)



(3) 専門機関アンケート調査の実施概要

本計画の策定に際し、専門機関を対象に地域福祉に関する課題を把握し、施策立案の検討材料とするため、調査を実施しました。

区分	内容
対象	専門機関（介護・障害・医療・行政機関等）
調査実施期間	令和5年3月6日～3月31日
実施方法	郵送配布またはメールにて配布・回答形式は郵送、メールから任意
配布数	38件
回収数	35件（回収率：92.1%）

(4) 専門機関アンケート調査結果（一部抜粋）

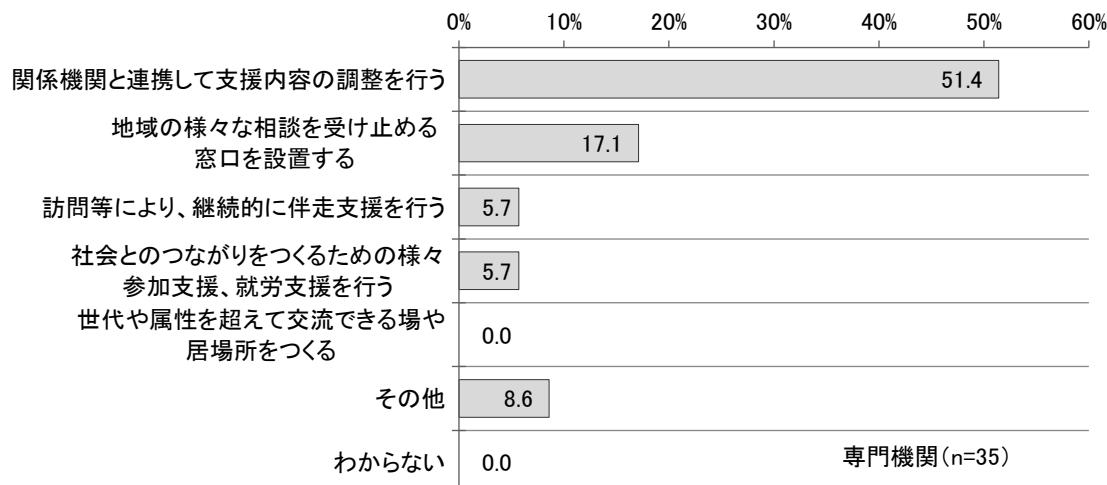
① 複合的な課題の事例

既存の制度やサービスで対応が難しい事例、複合的な課題の事例について、高齢者や障害児・者の複合的な課題が多くあがっています。支援が必要な人がサービスへつなげられないことや、障害のある親を持つ子どものヤングケアラーへの懸念、介護・支援者が不在で対応が困難な事例等がありました。

② 支援困難事例や複合的な課題を解決するために必要だと思う施策

「関係機関と連携して支援内容の調整を行う」が最も高くなっています、次いで「地域の様々な相談を受け止める窓口を設置する」となっています。

■支援困難事例や複合的な課題を解決するために必要だと思う施策



3 地域福祉懇談会からみる状況

(1) 地域福祉懇談会の実施概要

地域住民・活動主体者を対象に、グループワーク形式で地域福祉懇談会を行いました。地域での困りごとや課題を踏まえ、今後の地域の取組としてどのような活動ができるかについて話し合っていただき、地域の課題の解決策を必ずしも考えるのではなく、話し合いを通じた、地域の方との情報共有や関係づくりをゴールとしました。

■地域福祉懇談会の実施概要

日程	区域	場所
令和5年 5月 23日 (火) 14:30~16:30	草井	草井地区学習等供用施設
令和5年 5月 26日 (金) 14:30~16:30	宮田	宮田地区学習等供用施設
令和5年 5月 29日 (月) 14:30~16:30	古知野②	旧保健センター
令和5年 5月 31日 (水) 14:30~16:30	古知野①	旧保健センター
令和5年 6月 2日 (金) 19:00~21:00	藤ヶ丘	江南団地集会所
令和5年 6月 5日 (月) 14:30~16:30	布袋	布袋ふれあい会館

(2) 地域福祉懇談会での意見（抜粋）

■草井地区

カテゴリ	分類	内容
『人』	つながり・交流	<ul style="list-style-type: none">・近所への声かけ、あいさつをする。・子どもから大人まで声をかけられやすくなるまちにする。・家の近くに気軽にお喋りに集まれる場所があるとよい。・隣の人と気軽に話ができるまちにしたい。
	多様性	<ul style="list-style-type: none">・子どものことは「子ども会」、老人のことは「老人クラブ」と押し付けない考え方を持つ。・強制ではない地域の取組を考えていく・実施する。
『地域』	移動・交通	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティバスの不便な地域への乗り入れが必要。・市役所や図書館だけでなくスーパー等にも誰でも不安なく外出できるまちにしたい。・運転免許返納しても気軽に乗れるコミュニティバスの運行する町にしたい。・居酒屋、スーパーなど歩いて帰る場所があるまちにしたい。
	防災	<ul style="list-style-type: none">・地域のつながりを深くするためには対災害・対治安が重要。
『情報等 その他』	相談	<ul style="list-style-type: none">・困っていることが相談できるとよい。

■宮田地区

カテゴリ	分類	内容
『人』	つながり・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独死が防げるまちにしたい。 ・いろいろなグループとの交流をする。 ・地域のコミュニケーションが重要。 ・地域での子どもと高齢者が会話・雑談できるカルチャースペースの検討。 ・サロンを身近に感じてもらえる街にしていく。 ・交流の場の情報発信をする。
	多世代交流	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人、高齢者が交流して、お互いの情報交換ができる関係性にしていきたい。 ・保育園・デイサービスを同施設にする。
	多文化共生*	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人も地域のコミュニティに参加できるようにする。
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・元気なシニア世代の力を借りる。
	自助	<ul style="list-style-type: none"> ・自分でできることはできるだけ自分でやり、健康で長生きする。
『地域』	買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移動スーパーがくるとよい。
	空き地・空き家利用	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を居場所へ活用する。 ・空き家を若い人へ安く貸す。

■古知野地区②

カテゴリ	分類	内容
『人』	交流	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士で見守りあえるまちにしたい。 ・認知症や障害がある方にどう接すればよいかを学ぶ場をいっぱいいくつくる。 ・地域の行事に積極的に参加する。 ・イベント・行事への参加に対する意識改革を行う。
	多世代交流	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、勤労者、若者、子どもなど世代の違う人との交流ができる取組があるとよい。
	子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの顔をみせて、地域の人々に知ってもらう。
	若者	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人からのSNS*発信ができるとよい。 ・イベント制作に若い力を活用する。
『地域』	移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・制度やサービスが分かりやすく、利用しやすいまちになるとよい。 ・買い物と病院に困らないまちになるとよい。
	空き地・空き家利用	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地が市民菜園になるとよい。
	防災	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難や対応が分かっているまちになるとよい。 ・自分の家のまわりの活動や避難場所を確認する。 ・普段から防災準備をする。
『情報等その他』	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員存在そのもののPRをする。

* 多文化共生

国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認めた上で、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

* SNS

Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

■古知野地区①

カテゴリ	分類	内容
『人』	つながり・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸端会議ができるよう朝夕のあいさつをする。 ・世代間交流があるまちにしたい。 ・喫茶店だけでなく子どもから高齢者まで気軽に人が集まれる場所があるとよい。 ・地域のイベントに参加していく。 ・退職したあとの活動グループ（〇年会など）をつくる。
	多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの文化を理解し合い、外国人とのトラブルがないまちにしたい。
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに参加する。
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが住み続けられるまちになるとよい。
『地域』	空き地・空き家利用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の有志で使われなくなった畠の再利用をする。 ・空き家改築と手続きの補助を出して地域の交流の場に変えるといい。
『情報等その他』	広報・PR	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSをうまく活用する。

■藤ヶ丘地区

カテゴリ	分類	内容
『人』	交流	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントを復活させる。 ・自分からあいさつなどの声かけをする。
	多世代交流	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代と高齢者との交流ができる場があるとよい。 ・子どもも高齢者も一緒にプランターで花を育てる。
	担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサポーターをすすめたい。
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館を民間などに託してはどうか。 ・無料の学習塾があるとよい。
	若者	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人たちがたくさん住める団地にしたい。 ・若い人にSNSで団地をアピールしたい。
『地域』	環境	<ul style="list-style-type: none"> ・みなさんと花を育てたい。 ・花があふれるまちにしたい。 ・ベンチでおしゃべりができる東屋があるとよい。

■布袋地区

カテゴリ	分類	内容
『人』	つながり・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が孤立しない状況をつくる。 ・地域の人が学校の施設を活用した活動を行う。 ・行事（お祭りなど）を続けられるまちづくり。
	担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアでは限界があるので、リーダーが必要。 ・行事等の担い手を増やす。 ・地域のために自ら行動する人材がいるとよい。
『地域』	連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の役員や地域の団体（老人クラブなど）と行政で集まり、お互い知り合い、話し合う機会をもつ。 ・子どもと地域高齢者が一緒に活動する。 ・まちづくりについての話し合いに参加する。 ・プライバシーに配慮のもと、できる限り情報が共有できる組織づくりを行う。 ・他の地域のことを知る機会をつくる。 ・神社や企業にはたらきかける。
『情報等 その他』	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、民生委員、災害などを地域の人に伝えるために、情報が必要。

■結果のまとめ

- つながりづくりのために、あいさつや声かけをしていくことが多くあげされました。
- また、気軽に集まれる居場所など、日ごろからの交流の取組に関しての意見も多くありました。
- 子どもや高齢者の多世代交流についての場や活動についての意見が多くあり、地区によつては外国人との交流に関しての意見もだされています。また交流に関しての具体的な取組アイデアもあげられました。
- 若い世代の移住促進、若い世代の地域活動の参加が望まれており、そのための仕組みづくりについての意見が多くあがっています。その関連として若い世代の参加のため、SNSによる情報発信等の意見もありました。
- 空き地・空き家に対して課題に感じている意見があり、居場所への活用などのアイデアがありました。

4 第1次計画の取組状況

第1次計画の重点プロジェクトに掲げた各種取組について、毎年度関係各課に進捗状況を確認し、方向性を検討してきました。

第1次計画の取組状況は以下の通りです。

重点プロジェクト1 子どもも大人も福祉を学び、実践しよう！

主な実施事業	内容
1 地域を基盤にした学習機会の充実	
●地域福祉推進シンポジウム	地域福祉推進シンポジウムを Home&nico ホール小ホールの会場開催とインターネットにてライブ配信を行いました。コロナ禍での動画配信は幅広い世代が参加しました。今後も I C T を活用することで多くの市民が参加できるよう取り組んでいく必要があります。
2 体験や交流を通じた子どもの学びの促進	
●小学校等対象の認知症サポーター※養成講座 ●N P O ・ボランティア講座 ●N P O ・ボランティアガイドブック配布 ●放課後子ども教室 ●こども土曜塾、こども未来塾	各課や社協が実施する子ども向けのイベントの実施、学校や地域での交流や学びのプログラムや環境づくり等、各分野で取組が進められました。 コロナ禍で中止になったイベントについて、徐々に再開していますが、コロナ前までの状況には至っていない場面もあり、引き続き、状況を鑑みながら再開していく必要があります。
3 子どもから大人までの学習機会の創出	
●高齢者教室 ●手話奉仕員養成講座 ●健康よもやま塾 ●N P O ・ボランティア活動向け講座	子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に様々な分野で参加できる各種講座や参加・体験の学習機会を企画しました。今後も各課や社協からアプローチを継続して行い、より多くの方に地域福祉に触れてもらえるよう講座等の内容や実施方法、周知方法等を検討・推進していく必要があります。

※ 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。本市では、認知症サポーター養成講座を地域において開催している。

重点プロジェクト2 地域福祉を進める「活動主体者」になろう！

主な実施事業	内容
1 地域福祉の担い手の育成の促進	
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座 ●キャラバン・メイトの養成 ●地域見守りネットワーク事業 ●ボランティアコーディネーター※の養成 ●スクールガード 	コロナ禍で講座や取組が一部中止、中断があったものの、様々な分野から地域の見守りを推進する担い手の発掘や育成を行いました。地域での見守りを広げていくため、啓発を継続することが重要です。
2 ボランティア・市民活動やサロンの担い手のさらなる養成	
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者（児）家族会事業 ●保護司会補助事業 ●赤十字奉仕団事業 ●民生委員事業 ●自主防災組織※運営事業 ●消防団運営事業 ●多文化共生推進事業 	コロナ禍により各種講座の中止や担い手による活動の制限がある中で、工夫をしながら取り組みました。一方で、担い手の減少が課題です。各課や社協により、既に地域で活動している担い手に対して、フォローアップや活動支援をするとともに、新たな取組による担い手の発掘が重要です。
3 関係機関への「地域福祉」の理念の浸透	
<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネータの配置 ●江南市総合支援協議会 ●こども家庭センター運営・周知 ●保育士研修 ●消防団員研修 ●教職員研修 	専門的な知識、スキルを持つ専門職に対する意識醸成のための各種会合、研修、セミナーを通じたアプローチを行いました。地域福祉の活動主体者として専門職も重要なキーパーソンとして位置づけ、連携していくことが重要です。

※ ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアを必要とする人・組織などをつなぐ専門職、またはその立場のこと。

※ 自主防災組織

自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」の取組の中心的な役割を担う組織のこと。

重点プロジェクト3 地域がつながり、活動を充実させよう！

主な実施事業	内容
1 協働事業を促進するためのネットワークづくりとコーディネート	
<ul style="list-style-type: none"> ●事業所懇談会・福祉フェア ●生活困窮者相談窓口の運営 ●こども食堂の運営 ●健康づくり推進協議会 ●地域まちづくり補助金 ●消費者安全確保地域協議会 	地域の課題の解決に向けて、あらゆる分野の関係者や団体等が協働して取り組むためのネットワークを構築しました。また、さらに協働していくため、コーディネートの役割を担う各課や社協の機能を高める必要があります。
2 小地域福祉活動の基盤づくりの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア会議 ●消費者安全確保地域協議会 ●避難所運営に関する啓発 ●地域まちづくり補助金 	地域課題の共有や解決に向けた話し合いの場を設け、地域での支え合い活動に取り組むための基盤づくりが進められています。分野横断的な課題共有や取組を推進するための仕組みを構築することが重要です。
3 ワンストップによる横断的な相談・支援の仕組みづくりへの整備	
<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター ●専門職員へのスキルアップ研修 ●生活困窮者への自立相談支援 ●こども食堂 ●こども家庭センターの開設 ●小中学校への心の教室相談員配置 ●少年センターでの相談対応 ●外国人相談員のための研修 	各分野における相談・支援のための専門職の確保、スキルアップや、関係機関の連携体制の整備を進めています。各分野で完結できない問題や課題に対して、子どもから高齢者までのライフステージに応じたワンストップによる横断的な相談・支援ができるよう情報共有や連携体制を強化していくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第1次計画においては、「みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南」を基本理念として掲げ、支え合い・助け合いのまちづくりを推進してきました。

本計画においては、第1次計画の基本理念を踏襲しつつ、社会福祉法の改正、SDGsの基本理念「誰一人取り残さない」といった近年の社会潮流を踏まえ、「地域共生社会」の市民への浸透を図ることから、以下の通りの基本理念を掲げます。

みんなで支え、みんなで育む 「しあわせ」なまち 江南 ～地域共生社会の実現に向けて～

2 計画の基本目標

基本理念として掲げる『みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南～地域共生社会の実現に向けて～』を達成するため、次の3つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 地域福祉の担い手の育成

「人」の育成

各種広報媒体による啓発、福祉教育の推進により、市民が福祉を学ぶ機会や、市民の地域福祉の関心を高めます。また、地域福祉を推進する活動者としての担い手の育成を推進します。

基本目標2 活動団体が活動をしやすい環境づくり

「組織」への支援

地域活動が活性化されるよう、ボランティア団体や民生委員・児童委員など地域活動主体者への支援を進めます。誰もが参加できる居場所づくり、また地域の見守り活動を支援するとともに、災害に備えた体制の整備を進めます。

基本目標3 支援が必要な方を支える公的体制や制度の整備

「体制・制度」の整備

複雑化・複合化等している地域生活課題に対し、分野を横断した多様な主体で連携し、包括的な支援体制を構築していきます。また、福祉サービスの充実、権利擁護の推進、再犯防止の推進を図ります。

3 施策体系

基本目標 1 地域福祉の担い手の育成 －「人」の育成－	
施策の方向性	地域福祉の意識の醸成
	地域福祉活動の担い手の育成
基本目標 2 活動団体が活動をしやすい環境づくり －「組織」への支援－	
施策の方向性	地域福祉活動の推進
	ボランティア団体等への活動支援
	交流の場づくり
	地域における防犯・防災体制の強化
基本目標 3 支援が必要な方を支える公的体制や制度の整備 －「体制・制度」の整備－	
施策の方向性	包括的な支援体制の整備
	様々な課題を抱える人への支援
	福祉サービスの利用支援
	権利擁護・成年後見制度の利用促進
	再犯防止の推進

第4章 施策の展開

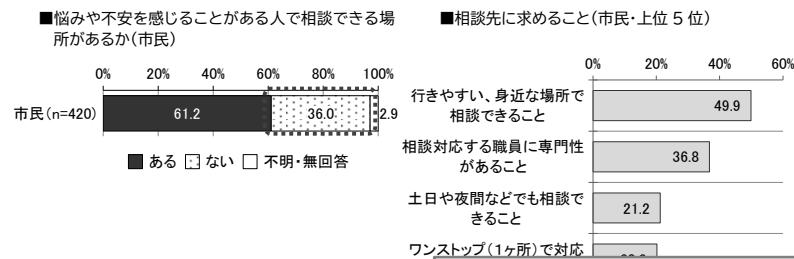
■第4章 施策の展開の見方

基本目標3 支援が必要な方を支える公的体制や制度の整備 —「体制・制度」の整備—

施策の方向性1 包括的な支援体制の整備

■現状・課題■

- 市民アンケート調査によると、生活上の悩みを相談する相手がない人が36.0%となっており、相談窓口等の周知が引き続き必要です。また、相談先に求めることは「行きやすい、身近な場所で相談できること」が半数を占めています。さらに、今後行政として力をいれていくべきことには「どの福祉分野かを問わず、総合的に相談できる窓口の設置」が33.3%となっており、相談しやすい環境整備とワンストップで対応できる体制整備が求められます。
- 社会情勢の変化やライフスタイルの多様化により、8050問題※、ヤングケアラー、ひきこもり、特定妊婦※など、地域生活課題が複雑化・複合化等している事例が多くなっています。必要な支援につなげるには、各分野の専門職や関係機関の連携の仕組みづくりが必要です。



施策の方向性ごとに、関連する分野のSDGsのアイコンを示しています。

施策に関連した本市の現状と課題を示しています。

単位施策ごとの具体的な事業・取組を示しています。

●特定期間
予期せぬ妊娠や貧困、DV、若年妊娠などの理由で子育てが難しいこと

「重層的支援体制整備事業」に関する取組は【重層】と示しています。

■指標■		現状値(令和4年度)	目標値(令和11年度)
高齢者人口に占める健康を保って暮らしている高齢者の割合		84.4%	86.6%
基幹相談支援センターの相談件数		1,376件	1,650件
家庭児童相談等件数		2,736件	2,800件
■行政・社協の取組■			
No.	内容	事業・取組(担当)	
11	相談窓口の充実【重層】		
	○各分野の相談窓口で完結できない支援困難事例に対して情報共有や連携体制を構築し、包括的な相談支援体制を整備します。	○地域包括支援センター運営事業(地域ふくし課) ○包括的支援事業(地域ふくし課・社協) ○基幹相談支援センター運営事業(地域ふくし課・社協) ○生活困窮者自立相談支援事業*(地域ふくし課・社協) ○こども家庭センター(児童福祉)運営事業(子育て支援課) ○こども家庭センター(母子保健)運営事業(健康づくり課) ○心の教室相談員配置事業(教育課) ○少年センター維持運営事業(生涯学習課)	
	○児童・生徒の心の不安や悩みの解消を目的に、心の教室相談員の全校配置やスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制を整備します。	○スクールソーシャルワーカー配置事業(教育課)	

施策を達成するために取り組む事業の目標値を示しています。

基本目標1 地域福祉の担い手の育成—「人」の育成—

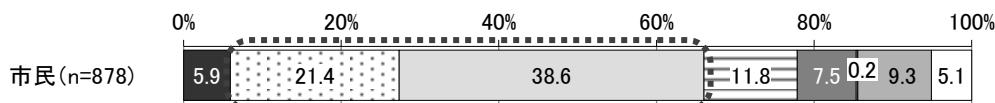
施策の方向性1 地域福祉の意識の醸成

■現状・課題■



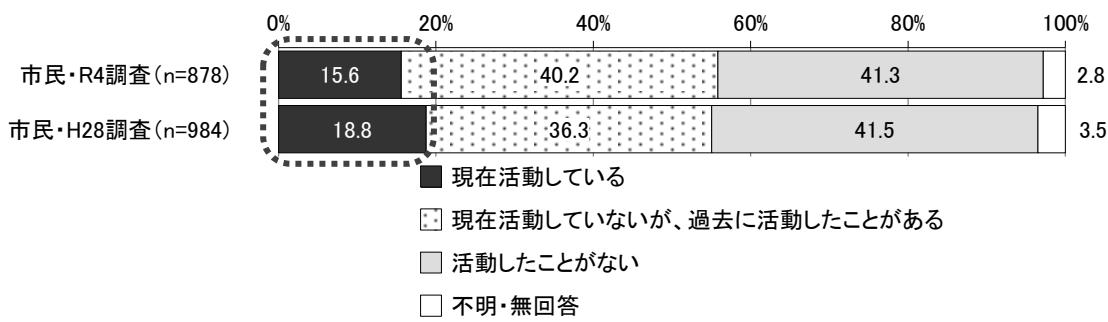
- 市民アンケート調査によると、特に支援が必要だと思う対象を支援していくにあたり、住民や行政、民間企業などの役割分担についての考えは、「基本的には行政が行い、住民もある程度は関わるべき」「基本的には行政が行い、住民も積極的に関わるべき」の回答割合が高くなっています。一方で、地域活動等の参加状況は15.6%となっており、経年で比較すると現在活動している人の割合は減少しています。
- 地域に関心をもち、地域福祉活動に参加してもらうためには、地域福祉に関する意識啓発が重要です。地域福祉懇談会では、若い世代の地域活動の参加のために、情報発信の際にSNSを活用する等の提案があがっています。地域福祉に関する多様な情報発信方法の検討、活動に興味をもってもらう工夫を行っていく必要があります。

■特に支援が必要だと思う対象を支援していくにあたり、住民や行政、民間企業などの役割分担についての考え方(市民)



- 住民が主体的に支え、行政は支え手の支援をするべき
- 基本的には行政が行い、住民も積極的に関わるべき
- 基本的には行政が行い、住民もある程度は関わるべき
- 支援は行政がやるべきで、住民はあまり積極的に関わる必要はない
- 支援は福祉団体や民間企業が行うもので、必要な人はその支援やサービスを利用すればよい
- その他
- わからない
- 不明・無回答

■地域活動やボランティア活動をしているか(市民)



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
地域福祉推進シンポジウムの開催回数	1回	▶ 1回
地域福祉懇談会の開催回数	0回	▶ 1回
ふくし江南ふれあいまつり開催回数	1回	▶ 1回

■行政・社協の取組■

No.	内容	事業・取組(担当)
1	地域福祉についての情報発信 ○地域福祉の重要性について、地域福祉推進シンポジウムや地域福祉懇談会の開催、広報こうなんや市ホームページ等において周知・啓発を図ります。また、地域福祉に関するイベント等ではICTを活用し参加機会の向上を図ります。	○地域福祉活動推進事業(地域ふくし課) ○生活支援体制整備事業(地域ふくし課・社協) ○地域福祉活動事業(社協) ○ふくし江南ふれあいまつり開催事業(社協)
2	福祉環境の創出 ○幅広いNPO、ボランティア団体を対象に育成支援と団体同士の連携を促進し、ボランティア活動に関心のある人に市内で活動している団体の情報を分かりやすく提供することで、ボランティア活動に触れやすい環境の創出を図ります。 ○学校における福祉教育(プログラム)やあらゆる世代を対象とした、参加・体験型プログラムを検討し、地域づくりに関わる機会を創出できるよう実施します。	○包括的支援事業(地域ふくし課) ○地域交流センター運営事業(企画課) ○ボランティアセンター事業(社協) ○福祉教育事業(社協) ○地域福祉活動事業(社協)

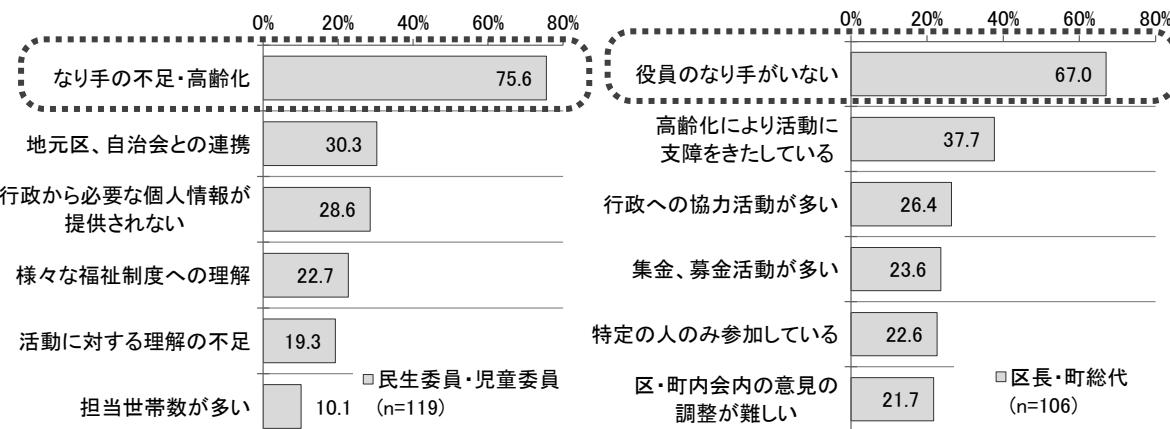
施策の方向性2 地域福祉活動の担い手の育成



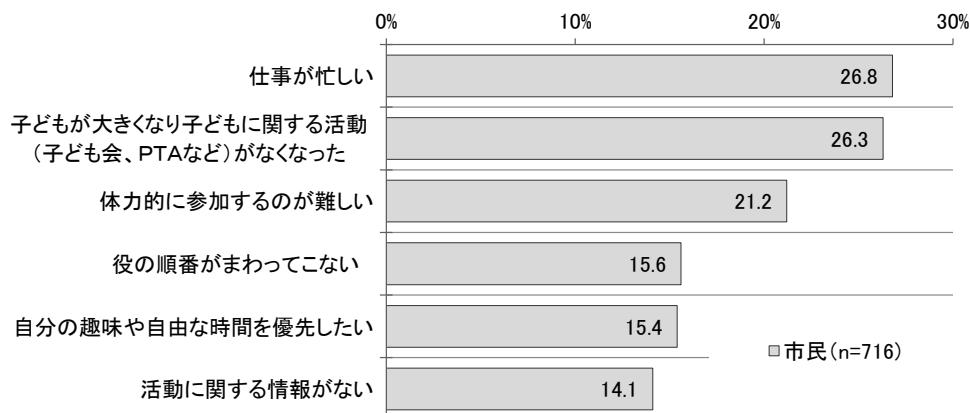
■現状・課題

- 本市の人口は、減少傾向で推移しており、今後は生産年齢人口の減少に伴い、高齢化が進行することが見込まれています。地域福祉の担い手においても、高齢化がみられるようになっており、地域活動者アンケート調査では、活動上の課題として、なり手の不足や高齢化についての回答が上位となっています。地域福祉活動において、あらたな担い手の確保が必要となってきます。
- 市民アンケート調査によると、地域活動やボランティア活動に参加しない理由では「仕事が忙しい」が最も高く、次いで「子どもが大きくなり子どもに関する活動がなくなった」「体力的に参加するのが難しい」となっており、無理なく続けられる活動のあり方が求められます。また、「活動に関する情報がない」も一定程度の割合があり、対象に合わせた参加への周知も重要です。

■現在の活動上の課題（活動者・上位6位）



■地域活動やボランティア活動に参加していない人で参加しない理由（市民・上位6位）



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
社会福祉関係の団体数、参加人数	12団体 164人	▶ 12団体 170人
ボランティア養成講座参加者数	84人	▶ 168人
ボランティア保険加入者数	2,113人	▶ 2,700人

■行政・社協の取組■

No.	内容	事業・取組(担当)
3	ボランティアの育成	
	○認知症に対する理解を深めるため、小学校や中学校において認知症サポート養成講座を実施し、キャラバン・メイトを養成します。	○包括的支援事業(地域ふくし課)
	○手話奉仕員養成講座を開催することで、手話奉仕員の養成及び障害のある人への理解を深めます。	○地域生活支援事業(ふくし支援課)
	○健康ボランティアグループの活動支援や養成講座等を実施し、健康づくりの担い手を養成します。	○健康推進事業(健康づくり課)
	○優れた知識や技能を有する市民を生涯学習の指導ボランティアとして人材登録し、江南市生涯学習講師人材バンクについて周知を図ります。	○生涯学習講座事業(生涯学習課)
	○在住外国人との共生のため、ボランティアを養成する講座を開催します。	○多文化共生推進事業(生涯学習課)
	○ボランティア活動への参加のきっかけになるよう、各種講座等を実施するとともに、活動団体について詳しく情報提供できる仕組みを検討します。	○ボランティアセンター事業(社協)
	○地域福祉人材育成に向けた啓発活動として、地域の見守り冊子の作成及び地域の見守りワークショップのプログラムの検討・実施を行います。	○地域福祉活動事業(社協) ○生活支援体制整備事業(地域ふくし課・社協)

基本目標2 活動団体が活動をしやすい環境づくり —「組織」への支援—

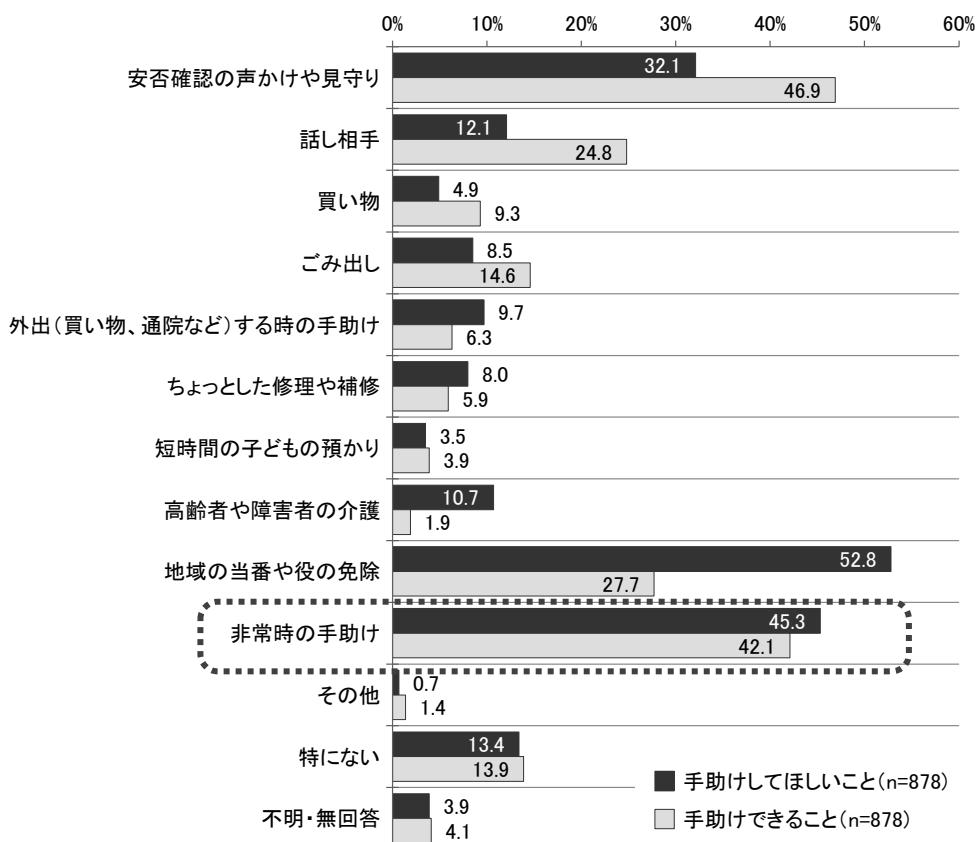
施策の方向性1 地域福祉活動の推進



■現状・課題■

- 本市では、地域においてちょっととした困りごとを抱える人と、手助けできる人をつなぐ仕組みづくりを推進する生活支援コーディネーターを配置しています。
- 市民アンケート調査によると、地域の人に手助けしてほしいことと、困っている家庭があったら手助けできることについては、「非常時の手助け」が双方高い割合となっていることから、地域活動の潜在的な人材がいると推測されるため、積極的に発掘を進めることが重要です。

■地域の人に手助けしてほしいことと手助けできること(市民)



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
生活支援コーディネーターの支援を受けて運営されている団体数	47団体	72団体

■行政・社協の取組■

No.	内容	事業・取組(担当)
4	地域におけるコーディネート機能の強化【重層】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりの意識醸成や地域課題の共有、課題解決に向けた話し合いの場の機会を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動推進事業(地域ふくし課) ○生活支援体制整備事業(地域ふくし課・社協) ○地域福祉活動事業(社協)
5	地域福祉活動の財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに配置し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。
		<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の財源について、交付金や助成金だけでなく、寄附や共同募金等も活用し、安定的な確保に努めます。
		<ul style="list-style-type: none"> ○赤い羽根共同募金運動(社協) ○歳末たすけあい募金運動(社協) ○社会福祉協議会会費(社協)



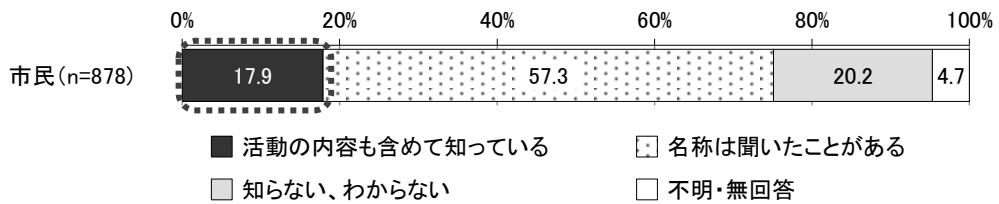
施策の方向性2 ボランティア団体等への活動支援



■現状・課題■

- 本市では、民生委員・児童委員や区・町内会等の地域組織、NPO・ボランティア団体や市民活動団体等、様々な活動主体者が福祉活動を進めています。少子高齢化の進行に伴い、担い手の不足・高齢化が課題となっています。市民アンケート調査では民生委員・児童委員の認知度について、「活動の内容も含めて知っている」割合が17.9%にとどまっています。担い手不足の解消や地域活動の活性化につなげるためには、まず地域の活動者を知り、活動内容を理解してもらうことが重要です。
- 本市では、地域交流センター、ボランティアセンターにおいて、市民活動やボランティアへの活動支援、情報提供、活動場所の提供、交流事業により福祉団体等とのネットワーク形成を図っています。今後も多様な支援により、活動の活性化につなげることが重要です。

■民生委員・児童委員の認知度(市民)



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
社会福祉関係の団体数、参加人数	12団体 164人	▶ 12団体 170人
民生委員が相談を受け、支援した件数	2,507件	▶ 2,750件

■行政・社協の取組

No.	内容	事業・取組(担当)
6	ボランティア団体等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体等の交流機会をつくるとともに、団体との連携を強化します。 ○障害当事者団体の相談等に個別に応じます。 ○赤十字奉仕団による活動を支援します。 ○地域まちづくり補助金を通じ、地域で活動する団体を支援します。 ○子ども会活動や市子連の事業に協力・支援を行うジュニアボランティアを育成する、江南市子ども会連絡協議会を支援します。 ○母子寡婦福祉会を支援します。 ○健康づくり推進協議会を開催し、尾北医師会、尾北歯科医師会、尾北薬剤師会をはじめとした各団体との幅広いネットワークづくりを進めます。 ○地域とともにある学校づくりを進めるため、学校運営協議会の活動を支援します。 ○青少年の健全育成を積極的に推進するため、連絡協議会を組織し、地域ぐるみで健全育成を展開します。 ○江南市国際交流協会の事業に対し補助金の交付のほか、活動が円滑に推進できるよう支援を行います。 ○スポーツ協会等の団体を支援します。 ○ボランティアセンターに登録している団体の活動支援を行うとともに、ボランティアの啓発普及を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援体制整備事業(地域ふくし課・社協) ○地域交流センター運営事業(企画課) ○ボランティアセンター事業(社協) ○障害者(児)家族会事業(地域ふくし課) ○日本赤十字社支援事業(地域ふくし課) ○市民活動推進事業(企画課) ○子ども会活動助成事業(子育て支援課) ○母子等福祉推進事業(こども未来課) ○健康推進事業(健康づくり課) ○コミュニティ・スクール※事業(教育課) ○青少年健全育成事業(生涯学習課) ○江南市国際交流協会支援事業(生涯学習課) ○スポーツ協会等補助事業(スポーツ推進課) ○ボランティアセンター事業(社協)
7	民生委員・児童委員活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員と連携して、市民個々の相談に応じ、生活課題の解決にあたるとともに、地域社会の情報共有、地域の福祉増進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員事業(地域ふくし課・社協) ○児童委員事業(子育て支援課・社協)

* コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

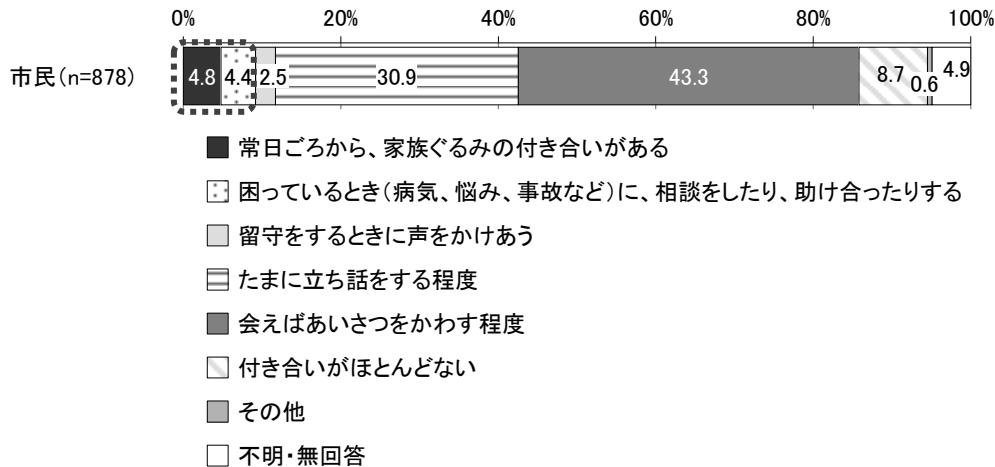
施策の方向性3 交流の場づくり



■現状・課題■

- 少子高齢化、核家族化の進行、ライフスタイルの変化等により、従来の地域での助け合いの機能の低下が危惧されています。市民アンケート調査では、近所付き合いにおいて、「会えばあいさつをかわす程度」の割合が最も高く、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする」といった親密に付き合っている割合は1割未満となっています。
- 本市では、老人福祉センター内において、地域住民の交流の場及び地域福祉を推進していく活動拠点として「地域交流スペースみらい」を運営しています。また、高齢者を対象として「ふれあい・いきいきサロン※」や、精神障害のある人の居場所であるフリースペース活動「ハートフレンズ」、親子が一緒に過ごしながら仲間づくり、相談をすることができる「子育て支援センター」などの居場所づくりを進めています。これらの居場所や交流・活動拠点について、より一層広報・周知を行い、参加者を拡大することが必要です。また、令和6年度からの老人福祉センターの移転・複合化に伴い、新施設での新たな交流スペースの確保が重要です。

■近所付き合いの程度(市民)



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
サロン等の地域の居場所の数	34か所	40か所

* ふれあい・いきいきサロン

小地域において、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が気軽に出来かけて仲間づくりを行ったり、活動等をすることでいきいきと暮らせるための場のこと。

■行政・社協の取組

No.	内容	事業・取組(担当)
8	誰もが参加できる居場所づくり【重層】(社会的孤立[*]化の防止)	
	○高齢者を対象に、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりのため高齢者教室を開催します。	○高齢者教室事業(介護保険課)
	○高齢者や障害のある人、子育て家庭等の居場所の運営支援をします。	○ハートフレンズ運営支援(地域ふくし課) ○ふれあい・いきいきサロンの運営支援(社協) ○子育て支援センター運営(子育て支援課)
	○高齢者や子ども、外国籍市民等、属性を問わず地域住民の交流の場の確保や機会を創出するとともに、参加を促進し、サポートします。	○多世代・外国籍も含めた交流の場の確保(地域ふくし課・生涯学習課・社協)
	○こども食堂の実施、支援を通じて、子どもの居場所づくりの運営支援をします。	○こども食堂の運営支援(社協)



* 社会的孤立

家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。家族と同居していても、家族との日常的な交流がないうえに外部の近隣・友人とも接触が乏しければ、「社会的孤立」に陥る場合もありうる。

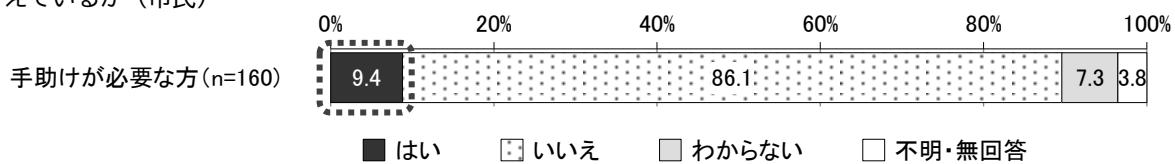
施策の方向性4 地域における防犯・防災体制の強化



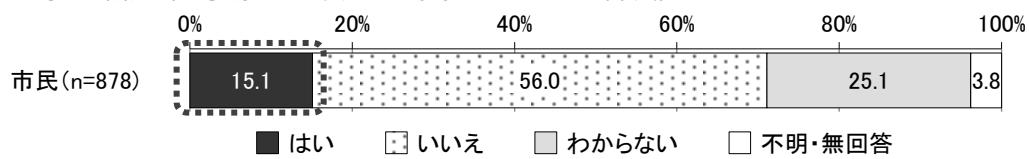
■現状・課題■

- 市民アンケート調査によると、災害などの緊急時に、避難所などへ誘導などの手助けが必要な方は、18.2%となっている一方、避難所への誘導などの手助けが必要な人が、隣近所に手助けしてほしいことを隣近所に事前に伝えている人は9.4%となっています。また、隣近所で手助けが必要な人を把握している人についても、15.1%にとどまっていることから、日頃から手助けが必要な人の共有が必要です。
- 高齢者、障害のある人、子どもや女性が犯罪に巻き込まれることがない安全なまちづくりをすすめるため、本人や家族の防犯意識を高めるとともに、行政や民生委員・児童委員をはじめ、社協、警察、地域が連携して見守りを行うなどの地域ぐるみの防犯体制が重要です。

■災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要な人で、手助けしてほしいことを隣近所に事前に伝えているか（市民）



■災害などの緊急時に、隣近所で手助けが必要な方を把握しているか（市民）



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
民生委員・児童委員の年間訪問・連絡活動件数	3,597 件	▶ 3,950 件

■行政・社協の取組

No.	内容	事業・取組(担当)
9	地域の見守り活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ○地域で見守りが必要な高齢者や障害のある人等に対して、民生委員・児童委員が自宅へ訪問するなど、見守り活動を実施します。 ○住民組織や地域のサービス事業者等の協働により、見守りネットワークを構築するとともに、住民の理解を深めるため、見守り支援の普及啓発を実施します。 ○地域で見守りが必要な認知症高齢者に対して見守りシールを交付します。 ○小学校区の住民が中心となり、登下校に付き添ったり通学路を見守ることにより、防犯意識を高め、子どもたちの安全を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員事業(地域ふくし課) ○児童委員事業(子育て支援課) ○地域見守りネットワーク事業(地域ふくし課) ○任意事業(介護保険課) ○スクールガード(教育課)
10	災害に備えた体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿を整備し、活用します。 ○地域の防災力向上のためにボランティアコーディネーターの育成を図ります。 ○自主防災組織による防災訓練を支援し、防災力の向上に努めるとともに、訓練の場を通じた要配慮者※への支援についての啓発を行います。 ○災害時におけるボランティアの受け入れを円滑に行うため、災害ボランティアセンターの運営に向けた体制づくりと、災害ボランティアコーディネーターの育成を促進し、地域の防災力の向上を図ります。 ○地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の整備(地域ふくし課) ○自主防災組織育成事業(防災安全課) ○自主防災組織による防災訓練(防災安全課) ○自主防災組織資機材助成事業(防災安全課) ○災害ボランティアによる支援体制整備(防災安全課・社協) ○災害ボランティアセンター設置・運営事業(防災安全課・社協) ○消防団運営事業(消防)

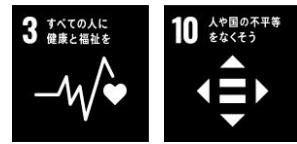
* 要配慮者

災害時において、障害のある人や高齢者、乳幼児等、特に配慮を要する人のことで、日本語での情報が十分理解できない外国人や避難生活において医療的配慮等が必要な人も含む。

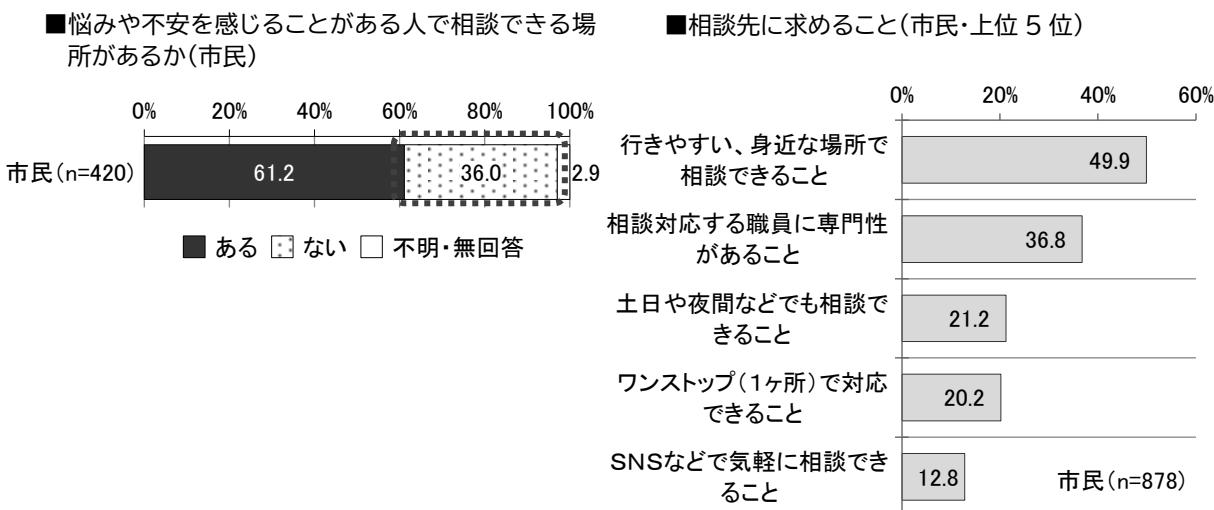
基本目標3 支援が必要な方を支える公的体制や制度の整備 —「体制・制度」の整備—

施策の方向性1 包括的な支援体制の整備

■現状・課題■



- 市民アンケート調査によると、生活上の悩みを相談する相手がいない人が36.0%となっており、相談窓口等の周知が引き続き必要です。また、相談先に求めることは「行きやすい、身近な場所で相談できること」が半数を占めています。さらに、今後行政として力をいれていくべきことには「どの福祉分野かを問わず、総合的に相談できる窓口の設置」が33.3%となっており、相談しやすい環境整備とワンストップで対応できる体制整備が求められます。
- 社会情勢の変化やライフスタイルの多様化により、8050問題※、ヤングケアラー、ひきこもり、特定妊婦※など、地域生活課題が複雑化・複合化等している事例が多くなっています。必要な支援につなげるには、各分野の専門職や関係機関の連携の仕組みづくりが必要です。



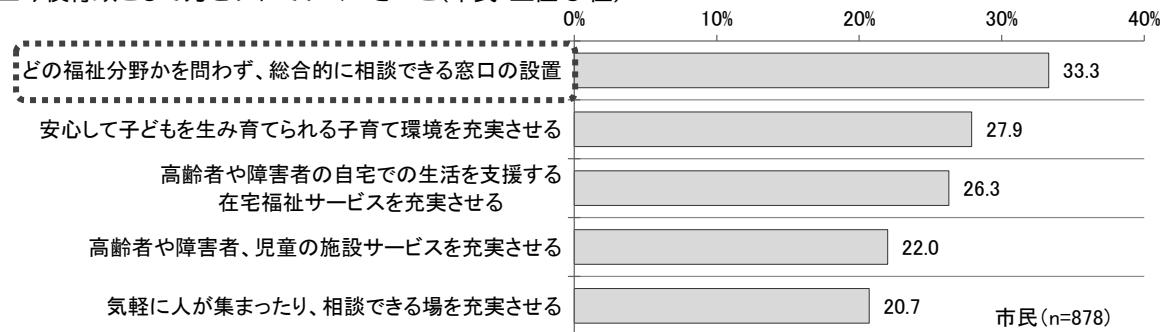
※ 8050問題

主に50代のひきこもりの子どもを、主に80代の親が養っている状態にあり、孤立や生活の行き詰まりなどの問題を抱えていること。

※ 特定妊婦

予期せぬ妊娠や貧困、DV、若年妊娠などの理由で子育てが難しいことが予想されるため出産前から支援が必要とされる妊婦。

■今後行政として力をいれていくべきこと(市民・上位 5 位)



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和 11 年度)
高齢者人口に占める健康を保って暮らしている高齢者の割合	84.4%	► 86.6%
基幹相談支援センターの相談件数	1,376件	► 1,650件
家庭児童相談等件数	2,736 件	► 2,800件

■行政・社協の取組■

No.	内容	事業・取組(担当)
11	<p>相談窓口の充実【重層】</p> <p>○各分野の相談窓口で完結できない支援困難事例に対して情報共有や連携体制を構築し、包括的な相談支援体制を整備します。</p> <p>○児童・生徒の心の不安や悩みの解消を目的に、心の教室相談員の全校配置やスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制を整備します。</p>	<p>○地域包括支援センター運営事業(地域ふくし課)</p> <p>○包括的支援事業(地域ふくし課・社協)</p> <p>○基幹相談支援センター運営事業(地域ふくし課・社協)</p> <p>○生活困窮者自立相談支援事業*(地域ふくし課・社協)</p> <p>○こども家庭センター(児童福祉)運営事業(子育て支援課)</p> <p>○こども家庭センター(母子保健)運営事業(健康づくり課)</p> <p>○心の教室相談員配置事業(教育課)</p> <p>○少年センター維持運営事業(生涯学習課)</p> <p>○スクールソーシャルワーカー配置事業(教育課)</p>

* 自立相談支援事業

生活困窮者自立支援制度の一つ。生活中に困りごとや不安を抱えている方が相談する地域の相談窓口。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

No.	内容	事業・取組(担当)
12	多機関連携の強化【重層】	
	○地域包括ケアシステムの深化・推進のため、専門職による多職種交流会や、介護保険事業を担う居宅介護支援事業者・サービス事業者の連絡会を開催します。	○包括的支援事業(地域ふくし課) ○地域ケア会議(地域ふくし課)
	○様々な相談に対し、チームで対応できるよう、庁内の連携を強化するとともに、職員の意識醸成を推進します。	○重層的支援会議・支援会議(地域ふくし課)
	○民生委員・児童委員をはじめとする地域組織や専門職との協働による支援を行う体制を構築します。	○地域との連携(地域ふくし課・社協)
13	アウトリーチ*による支援【重層】	
	○支援が必要にもかかわらず、声を上げられない人へ訪問等により地域生活課題を早期発見し、対応へつなげます。	○包括的支援事業(地域ふくし課) ○基幹相談支援センター運営事業(地域ふくし課・社協) ○生活困窮者自立相談支援事業(地域ふくし課・社協) ○児童発達支援センター業務委託事業(子育て支援課)



* アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない利用者に対するアプローチの方法で、専門職員などが地域に積極的に出て利用者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。



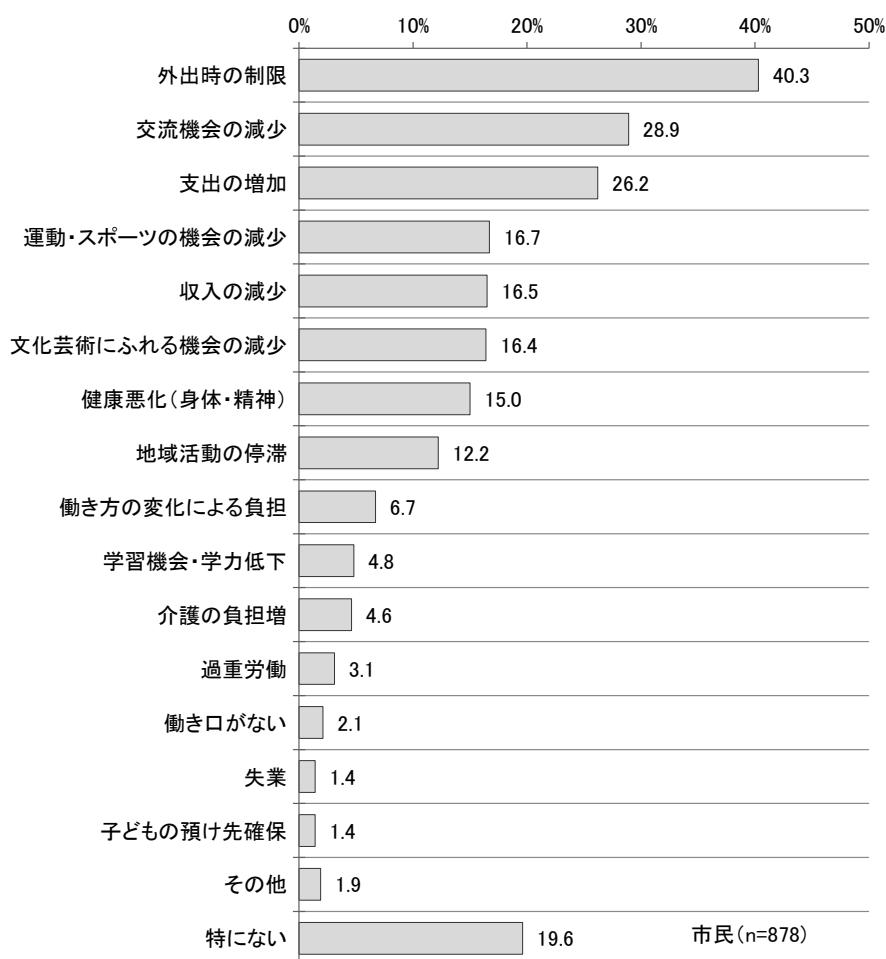
施策の方向性2 様々な課題を抱える人への支援



■現状・課題■

- 新型コロナウイルス感染症、物価高騰が影響し、全国的に生活保護の申請が増加しています。本市の生活保護世帯の状況も近年横ばい傾向で推移していましたが、令和5年に増加している状況にあります。
- 市民アンケート調査によると、コロナ禍で困っていることでは「外出時の制限」「交流機会の減少」に続き、「支出の増加」「収入の減少」も高くなっています。市民生活において、経済的な打撃を受けていることが考えられます。また、「働き口がない」「失業」についても一定数回答があることから、生活困窮者への支援の充実が求められています。

■コロナ禍で困っていること（市民）



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
保護の廃止世帯数(死亡を除く)	26件	35件

■行政・社協の取組■

No.	内容	事業・取組(担当)
14	生活困窮者への支援 ○生活困窮者に対して、関係各課や関連機関で情報共有や意見交換が随時実施可能な体制を構築し、個々の事業に応じた支援につなげます。	○生活困窮者自立相談支援事業(地域ふくしき課・社協) ○生活困窮者住宅確保給付金給付事業(地域ふくしき課) ○就労準備支援事業(地域ふくしき課・社協)



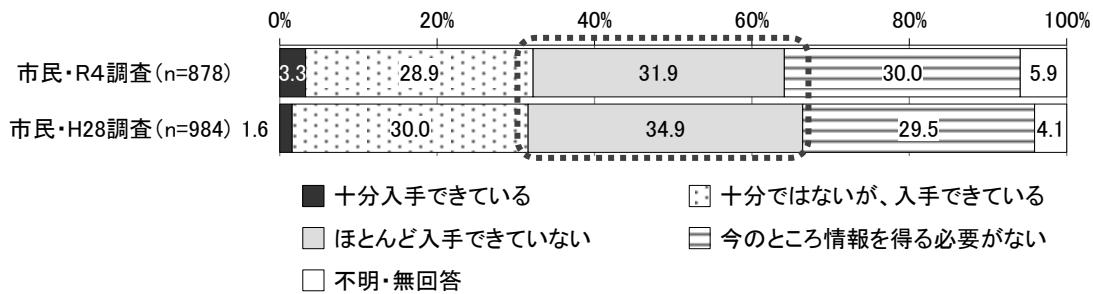
施策の方向性3 福祉サービスの利用支援



■現状・課題■

- 市民アンケート調査によると、必要な福祉サービスの情報を「ほとんど入手できていない」割合が3割程度となっています。情報の入手先では、「インターネット」の割合が最も高くなっているのに対し、30歳代以上では「市役所（窓口、広報、ホームページ）」の割合が高くなっています。40歳代以上では、「地域包括支援センターやケアマネジャー、福祉サービス事業者など」も割合が高くなっています。支援が必要な人に適切な支援が届くようにするために、対象に応じて必要な情報を提供する必要があります。
- 包括的な支援体制の構築には各分野のサービスの向上と並行し、全世代を支援する総合的なサービスの拡充が必要です。一方で少子高齢化により、サービス事業者では人材不足が課題となっています。新たな担い手の確保方策が求められます。

■必要な福祉サービスの情報を入手できているか(市民)



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
障害福祉サービスの利用人数	621人	▶ 833人
通所支援サービス(児童発達支援など)の利用人数	459人	▶ 830人

■行政・社協の取組■

No.	内容	事業・取組(担当)
15	福祉サービスに関わる職員の資質向上 ○研修等を通じ、福祉の専門職の専門性や質の向上を図るとともに、福祉人材の確保を図ります。	○サービス提供事業者の研修参加促進(地域ふくし課・介護保険課・ふくし支援課・社協)



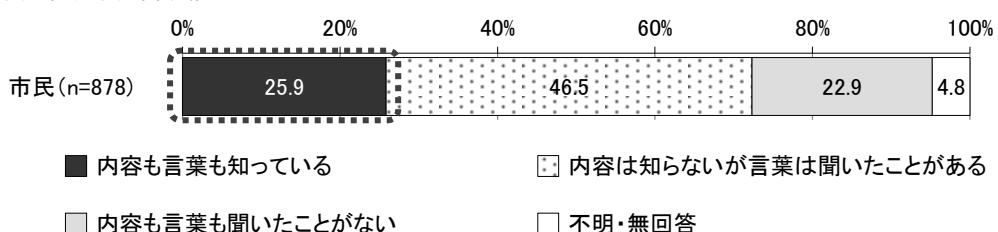
施策の方向性4 権利擁護・成年後見制度の利用促進



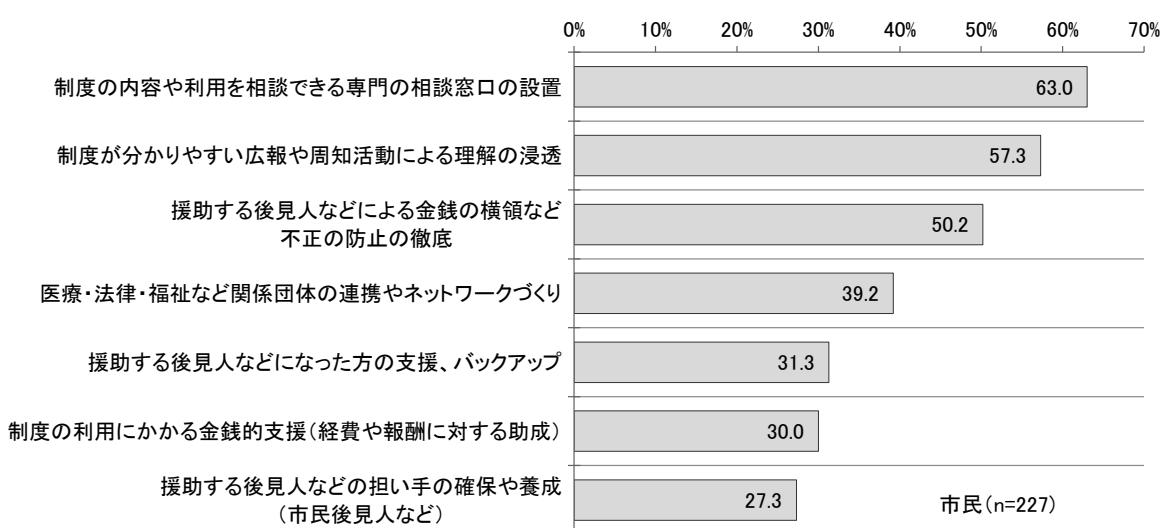
■現状・課題■

- 本市では認知症高齢者、高齢単身世帯が増加傾向にあります。今後、高齢者人口が増加することが見込まれており、認知症高齢者、高齢単身世帯のさらなる増加と、それに伴う成年後見制度の需要も一層高まることが予測されます。
- 市民アンケート調査によると、成年後見制度の認知度は3割以下となっています。また、成年後見制度の利用の促進・充実を図るために必要なこととしては、「制度の内容や利用を相談できる専門の相談窓口の設置」「制度が分かりやすい広報や周知活動による理解の浸透」が高くなっています。制度の利用促進を図るとともに、日常生活支援を行う後見人等の担い手の確保をしていくことが必要です。
- 高齢者や障害のある人、子どもへの虐待やDVなどの防止のためには、関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。さらに、地域においても、虐待やDVが身近にあることを認識し、虐待やDVの防止への意識を高め、虐待やDV等の発見・対応につなげることが重要です。

■成年後見制度の認知度（市民）



■成年後見制度の内容も言葉も知っている人で、制度の利用の促進・充実を図っていくために必要だと思うこと（市民）



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
成年後見制度利用支援件数	4件	▶ 7件

■行政・社協の取組■

No.	内容	事業・取組(担当)
16	日常生活自立支援事業* ○判断能力が十分でない人が自立した生活を送れるようにサービスの利用支援を行うとともに、事業の周知を推進します。	○日常生活自立支援事業(社協)
17	虐待やDVの防止 ○虐待やDVの被害が潜在化しないよう、相談窓口を充実するとともに、相談窓口の周知を進めます。 ○保護が必要な児童へ早期発見と適切な支援を行うため、関係機関が相互に連携し、必要な情報共有を行うとともに、支援について協議の場を設けます。	○相談窓口の周知(地域ふくし課・子育て支援課) ○ケース会議(地域ふくし課・子育て支援課) ○権利擁護連絡会議(地域ふくし課) ○要保護児童対策地域協議会(子育て支援課)
18	消費者被害等についての相談支援 ○消費生活センターを周知し、専門相談員による市民への消費生活相談を実施します。	○消費生活センター事業(市民サービス課) ○消費生活講座事業(市民サービス課)

* 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。

■成年後見制度の利用促進について

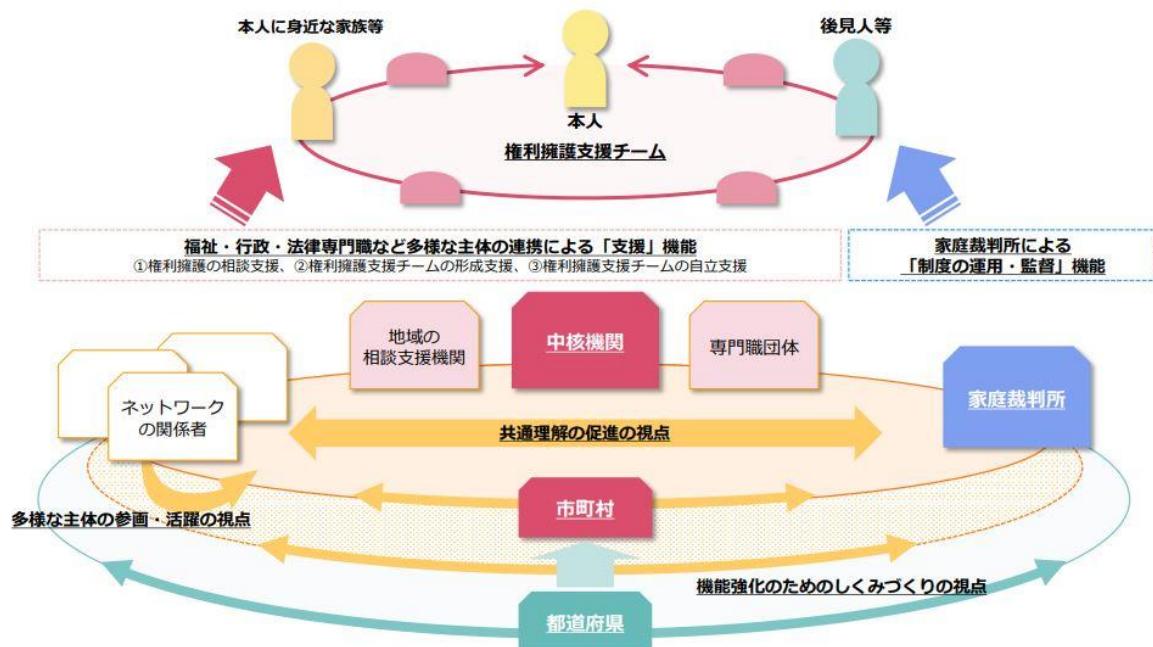
本市では、成年後見制度の利用促進や支援体制整備等の取組を、成年後見制度利用促進法第14条の規定に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、施策を展開します。

●地域連携ネットワーク整備方針

成年後見制度を必要とする人が利用できるような権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークとは、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、権利擁護支援チーム、協議会、中核機関を構成要素とします。

地域連携ネットワークの役割は、「①権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「②早期の段階からの相談・対応体制の整備」「③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」とします。

■地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめ 概要

●中核機関の整備・運営方針

中核機関とは、専門職による専門的助言の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。本市では、市の福祉部局と、社協の運営による江南市成年後見センターが中核機関としての役割を担います。

●権利擁護支援チームの具体化の方針

判断能力が不十分な方であっても、自分らしく生活ができるようにするためには、身近な親族等や地域の人、保健・福祉・医療・関係者などが一体になって、本人の日常を見守り、その人が生活に望むことや好き嫌い、価値観などを共有し必要な対応を行う「権利擁護支援チーム」を、その人に合わせて構築し、支えることが重要です。本市では、中核機関が必要に応じて、そのチームの一員として参加し、支援方針の検討や助言等をすることができる体制を整備します。

●協議会の具体化の方針

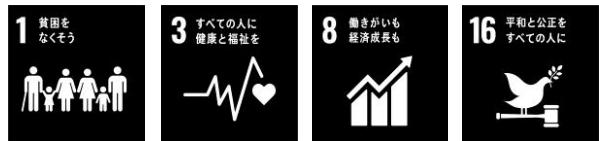
成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援の検討や助言等を行うことができる体制を整備します。中核機関が事務局機能を担います。本市では、権利擁護支援チームを支援する「協議会」の設置を進めます。

■行政・社協の取組■

No.	内容	事業・取組(担当)
19	成年後見制度の周知・啓発 ○各種情報媒体を活用し、成年後見制度の広報・啓発を進めます。	○リーフレット、ホームページ等による周知(地域ふくし課・社協) ○講習会・シンポジウムの開催(地域ふくし課・社協)
20	相談体制の整備・利用促進 ○市長申立ての適切な実施や費用助成をすることで、利用支援を行います。 ○中核機関の運営をする江南市社会福祉協議会において相談を受け付けるとともに、適切な支援へつなぎます。	○成年後見制度利用助成(地域ふくし課) ○中核機関の運営(地域ふくし課・社協)
21	権利擁護支援として参加できる市民の育成・支援 ○県や関係機関と連携し、市民後見人との育成を行うとともに、活動支援の充実を図ります。権利擁護支援に関わってもらえる市民を育成することで、市民の社会参加の促進を図ります。	○研修会の開催(地域ふくし課・社協)
22	法人後見支援の実施 ○法人後見の実施体制について検討を進めます。	○法人後見のニーズの把握(地域ふくし課) ○法人後見の受任(社協)

施策の方向性5 再犯防止の推進

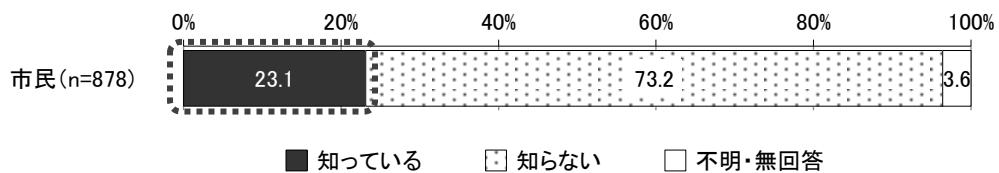
本市では、再犯防止の推進に関する取組を、再犯防止推進法第8条の規定に基づく、市町村における「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、施策を展開します。



■現状・課題■

- 犯罪をした人のうち、出所・出院後、仕事や住居がなく経済的に困窮したり、社会的孤立に陥り、再び罪を犯してしまうケースが考えられます。犯罪をした人が出所・出院後、社会で自立していくためには、地域で適切な居場所や仕事をもつことが重要です。犯罪をした人が円滑に社会復帰できるよう保護司をはじめ、関係機関や地域組織などが連携し、支援を行うことが求められます。
- 市民アンケート調査によると、再犯防止推進法の認知度については、23.1%となっており、犯罪をした人の社会復帰のため、地域との連携した支援をしていくには制度の周知・啓発が必要です。

■再犯防止推進法の認知度(市民)



■指標■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
再犯者率	45.9%	35.0%

※「江南警察署」の管轄の数値

■行政・社協の取組■

No.	内容	事業・取組(担当)
23	就労・住居の確保等 ○生活困窮状態から早期に脱却するため、居住、就労に関する支援を行います。	○生活困窮者自立相談支援事業(地域ふくし課・社協) ○協力雇用主の開拓・確保への支援及び優遇制度の措置(地域ふくし課)
24	保健医療・福祉サービスの利用の促進 ○犯罪をした高齢者や障害のある人で自立した生活を送ることが困難な人に対し、必要な福祉サービス等の情報提供をするとともに、適切な支援につなげます。 ○犯罪をした人のうち、特に薬物依存者やその疑いがある人に対して関係機関と連携を図りながら必要な医療・福祉サービスの利用につなげます。	○犯罪をした高齢者や障害のある人への適切な福祉サービスの提供(地域ふくし課) ○薬物依存に関する再発予防プログラムの実施等(地域ふくし課)
25	学校等と連携した修学支援の実施 ○保護観察対象少年の再非行防止のため、保護司と学校等との情報共有・連携を図ります。 ○少年院出院者が適切に教育を受けられる環境整備を行います。	○学校と保護司等との連携(地域ふくし課) ○少年院出院者に対する復学支援(地域ふくし課)
26	民間協力者の活動の促進 ○保護司などを通じて犯罪や非行をした人を支援することにより、立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動を支援します。	○保護司会補助事業(地域ふくし課)
27	再犯防止の広報・啓発活動 ○地域住民に対し、再犯防止や犯罪をした人の社会復帰支援の重要性について理解促進を図ります。	○社会を明るくする運動を通じた理解促進(地域ふくし課)
28	関係団体との連携強化 ○地域における見守り支援を行っている活動者に対し、更生保護にかかる研修等を行いながら、適切な支援、情報共有が行われるように努めます。	○地域における見守り支援の関係者との連携・情報共有(地域ふくし課)

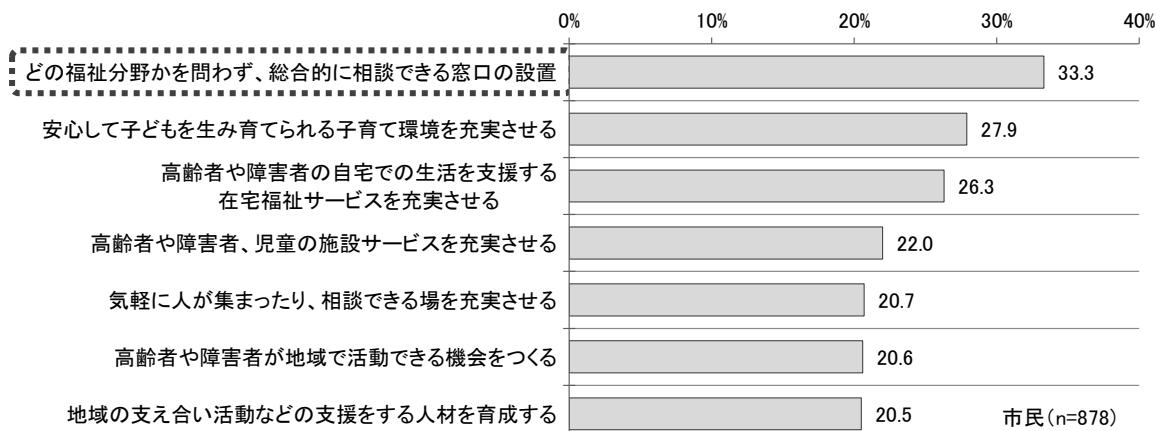
第5章 重層的支援体制の整備

1 重層的支援体制に関する市民や活動者等の意識

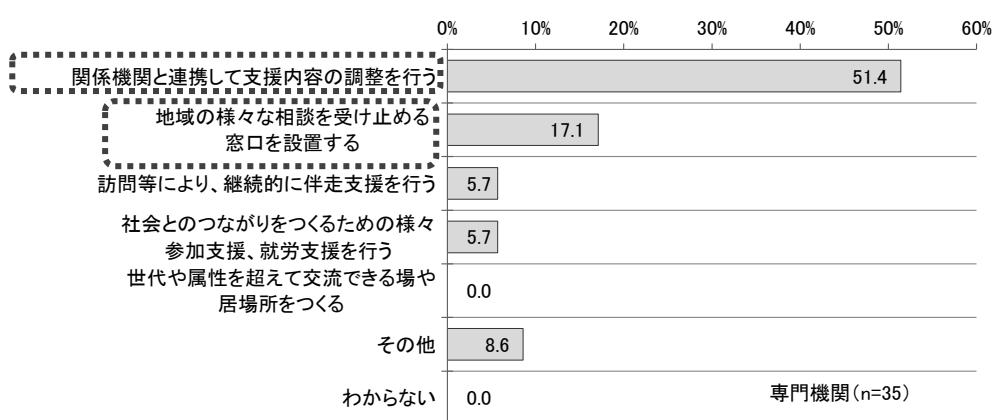
(1) 相談体制や関係機関の連携について

- 市民アンケート調査によると、行政として今後力を入れていくべきこととして、「福祉の総合相談窓口の設置」が最も高くなっています。専門機関アンケート調査でも支援困難事例や複合的な課題を解決するために必要なこととして「地域の様々な相談を受け止める窓口を設置する」の割合が高くなっています。
- 専門機関アンケート調査によると、支援困難事例や複合的な課題を解決するために特に必要な施策として「関係機関と連携して支援内容の調整を行う」が高くなっています。

■今後行政として力をいれていくべきこと(市民・回答割合 20%以上)



■支援困難事例や複合的な課題を解決するために必要だと思う施策 (専門機関)

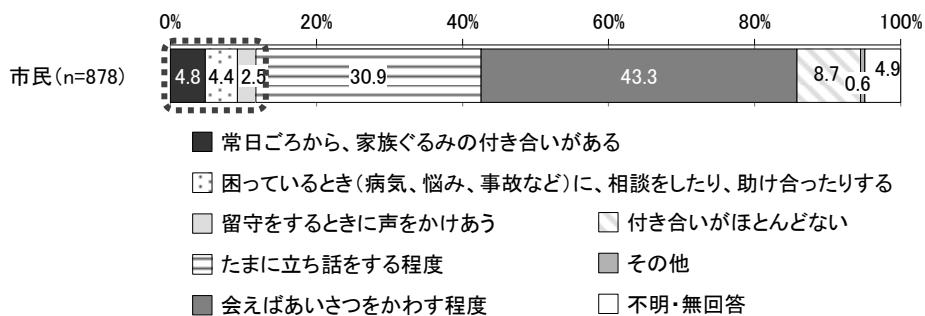


- 包括的に相談を受け止める体制が求められている
- 支援困難事例や複合的な課題には関係機関との連携が必要

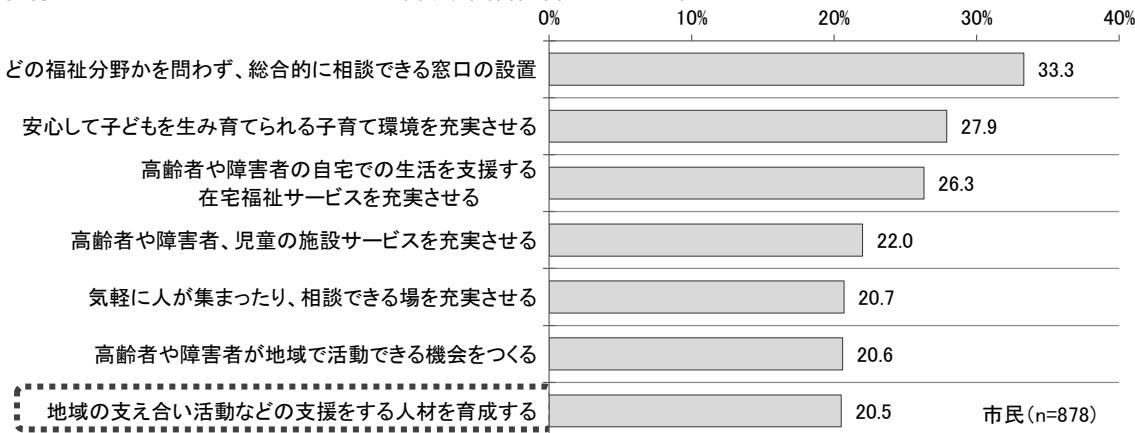
(2) 地域のつながり・活動について

- 市民アンケート調査によると、隣近所との付き合いの程度は「会えばあいさつをかわす程度」が最も高く、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする」については1割程度となっており、隣近所との付き合いが希薄になっていることがうかがえます。一方で、市民アンケート調査、活動者アンケート調査によると、行政として今後力を入れていくべきこととして、「地域の活動をする人材を育成する」という声があがっています。

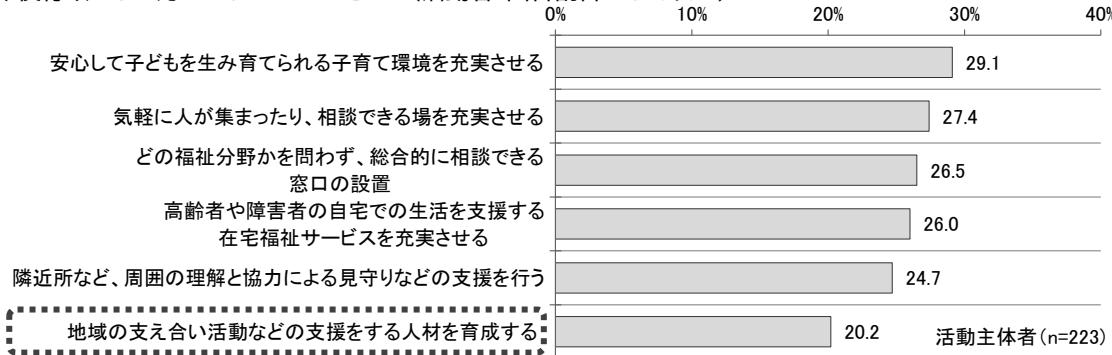
■近所付き合いの程度(市民)



■今後行政として力をいれていくべきこと(市民・回答割合 20%以上)



■今後行政として力をいれていくべきこと(活動者・回答割合 20%以上)

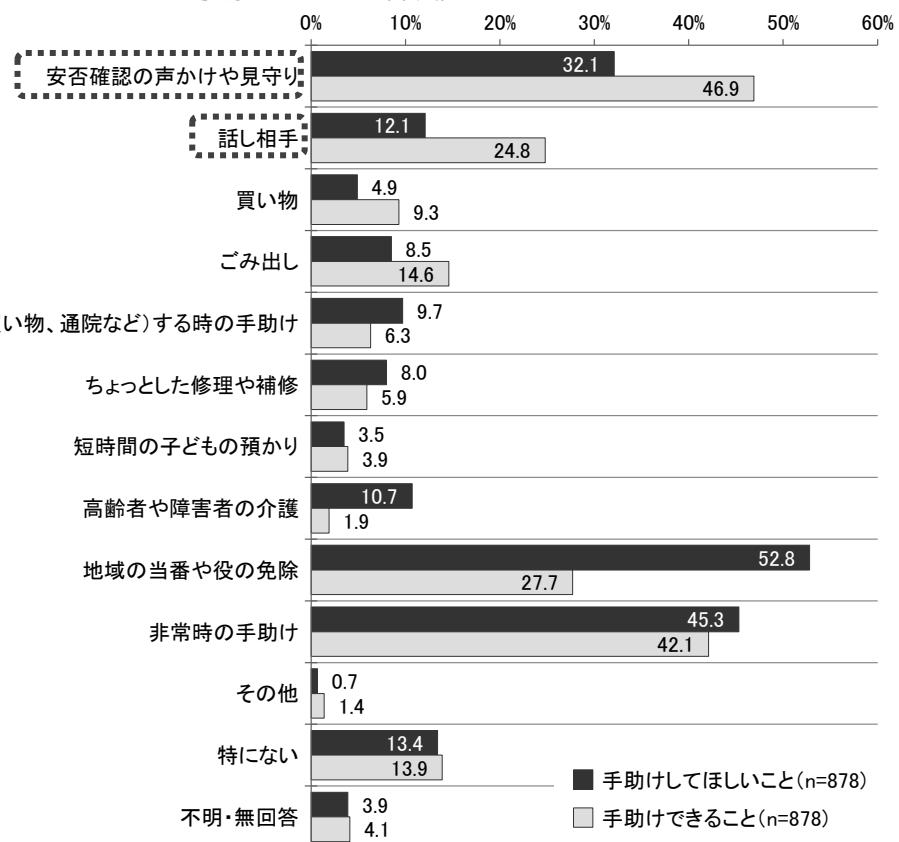


○地域での支え合い活動を活発化するための取組が必要

(3) 地域活動のマッチングについて

●地域の人に手助けしてほしいことと、困っている家庭があったら手助けできることについて、「安否確認の声かけや見守り」「話し相手」では手助けできることが手助けしてほしいことより上回っています。このような項目を中心に、困っている人と、手助けできる人のマッチングを行い、地域活動の参加への仕組みづくりを進めていくことが重要です。

■地域の人に手助けしてほしいことと手助けできること(市民)



○地域活動参加へのコーディネートする仕組みづくりが必要

2 事業の構成

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4 第2項にて①包括的相談支援事業、②地域づくり事業、③参加支援事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業の5つの事業で構成されており、それらの事業を一体的に実施することで、高齢者・障害者・子ども子育て・生活困窮の分野を超えた相談支援体制と、地域住民が主体となった課題解決体制の構築を目指すものです。

①包括的相談支援事業

世代や属性を超えた相談を丸ごと受け止め、必要な支援実施機関につなぎます。

②地域づくり事業

必要な地域資源の開発や、ニーズと取組みのマッチングを行います。

③参加支援事業

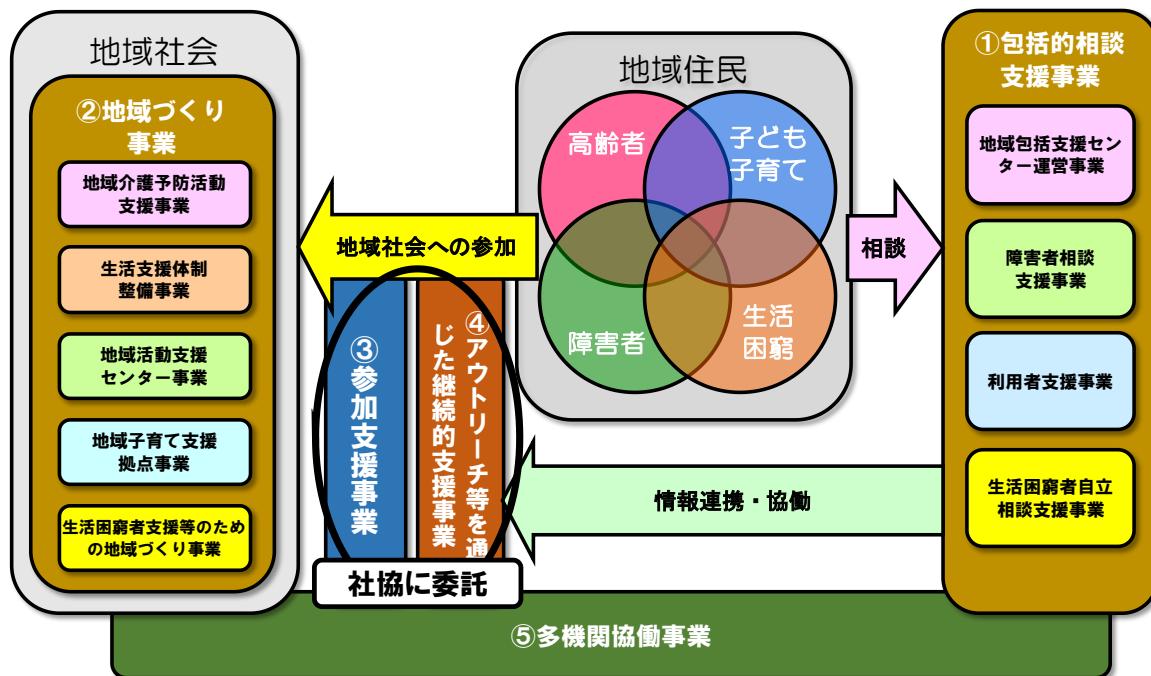
隙間のニーズに対応して、地域社会とのつながりや参加を支援します。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人に対して、出張型の相談支援を行います。

⑤多機関協働事業

複数の支援関係機関の役割分担や調整を行います。

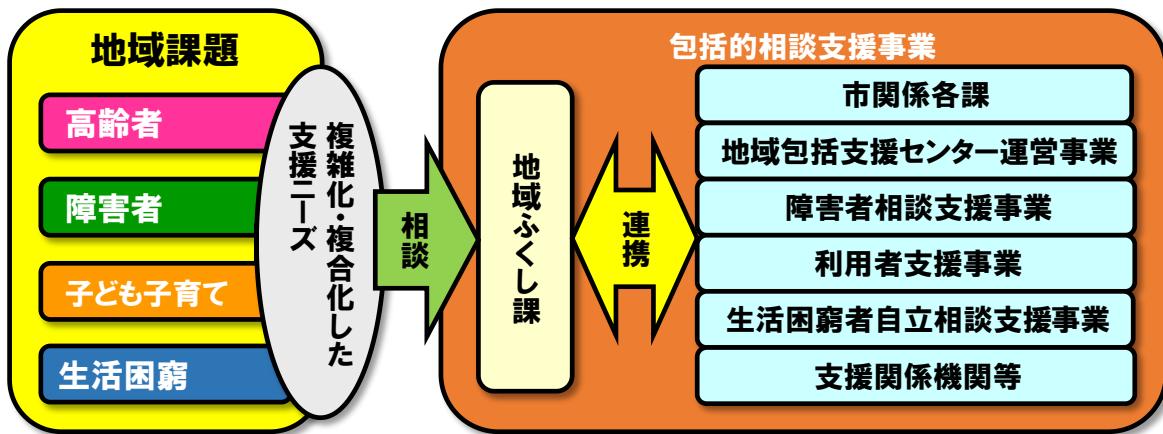


3 事業の実施体制

① 包括的相談支援事業



本市における包括的相談支援事業は、地域ふくし課が全体の取りまとめを行いながら、必要に応じて高齢者・障害者・子ども子育て・生活困窮など各分野の既存の相談支援機関と連携して相談支援を行う中で、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間問題に対し、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。



○ 包括的相談窓口

担当課	地域ふくし課
事業内容	社会福祉法第106条の4第2項第1号に基づき、全ての支援対象者の相談を受け止め、市の関係各課や専門的な支援機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行う。
支援対象者	地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯
実施方法	直営
圏域	市内全域
相談場所	市役所本庁舎
人員配置	社会福祉士3名、グループリーダー1名

ア 地域包括支援センター運営事業

担当課	地域ふくし課
事業内容	介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号に基づき、高齢者等からの総合的な相談に応じ、必要な支援を行うとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域の介護支援専門員への支援などを行う。
支援対象者	高齢者やその家族等

実施方法	委託
圏域	3圏域
相談場所	北部地域包括支援センター 中部地域包括支援センター 南部地域包括支援センター
人員配置	江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条の規定による人数以上を配置

イ 障害者相談支援事業

担当課	地域ふくし課
事業内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に基づき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、対象者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の対象者の権利擁護のために必要な援助を行います。
支援対象者	障害児、障害者、難病患者やその家族及び介護を行う者
実施方法	委託
相談場所	基幹相談支援センター
人員配置	相談員4名

ウ 利用者支援事業

担当課	子育て支援課・健康づくり課
事業内容	子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども及びその保護者等が、教育・保育・保健その他母子保健事業及び子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。
支援対象者	妊娠婦及び子育て家庭の親とその子ども
実施方法	直営
相談場所	布袋駅東複合公共施設
人員配置	基本型1名、こども家庭センター型10名、妊婦等包括相談事業型1名

エ 生活困窮者自立相談支援事業

担当課	地域ふくし課
事業内容	生活困窮者自立支援法第3条第2項に基づき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービス提供につなげます。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を

	行うことや、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。
支援対象者	生活困窮者を中心に、社会的に孤立する者等
実施方法	委託
相談場所	生活困窮者自立相談窓口
人員配置	相談支援員2名

② 地域づくり事業



本市における地域づくりは、既存の地域づくり関係の事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援、サロン等の多様な活動と人をつなぐことにより、支え合いの地域づくりに取り組みます。

ア 地域介護予防活動支援事業（派遣型介護予防教室）

担当課	介護保険課
事業内容	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、ともに参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援するとともに、自主的な通いの場が継続できるよう、介護予防に関する知識技能を持った講師を派遣します。
支援対象者	高齢者及びその支援者
実施方法	直営
活動場所等	市内全域
人員配置	職員1名（地域支援事業の一般介護予防事業と兼務）

イ 生活支援体制整備事業

担当課	地域ふくし課・介護保険課
事業内容	包括的支援体制の構築を推進するため、生活支援等の基盤整備をする生活支援コーディネーターを設置し、地域住民や民間企業・団体等と連携しながら、サービス提供体制の構築に向けたコーディネートを行い、地域の支え合いの体制づくりを推進します。
支援対象者	高齢者を中心に、地域に住むすべての方
実施方法	委託
活動場所等	市内全域
人員配置	第1層の担当コーディネーター1名 第2層の担当コーディネーター3名

ウ 地域活動支援センター事業

担当課	ふくし支援課
事業内容	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、自立と社会参加の促進に向けて、通いによる創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業を実施します。
支援対象者	障害者等
実施方法	委託
活動場所等	市内2か所
人員配置	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準第9条の規定による人数以上を配置

エ 地域子育て支援拠点事業

担当課	子育て支援課
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う子育て支援拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。
支援対象者	乳幼児及びその保護者等
実施方法	直営2か所 委託1か所 ※令和8年8月から2か所の予定
活動場所等	市内3か所 ※令和8年8月から4か所の予定
人員配置	職員7名 ※令和8年8月から8名の予定

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

担当課	地域ふくし課
事業内容	地域で経済的な生活課題を抱えている人に対して、フードバンクなどの活動を通じた支援を行います。また、地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るため、関係機関で協議を進めます。
支援対象者	地域住民
実施方法	委託
活動場所等	市内全域
人員配置	職員2名（生活困窮者自立相談支援事業と兼務）

③ 参加支援事業



本事業は、生活課題を抱えながらも、既存の社会参加に向けた事業では対応できない対象者が抱える複合的な生活課題を把握し、地域社会とのつながりを再構築して、社会参加するために、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

担当課	地域ふくし課
事業内容	既存の支援では、対応できない個別性の高いニーズに対応するため、社会資源の活用方法の拡充や支援ニーズとのマッチングを行い、多様な社会参加の環境を整備する。
支援対象者	地域住民
実施方法	委託（予定）
活動場所等	市内全域
人員配置	社会福祉士2名（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と兼務）

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業



本事業は、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりにより把握した、長期のひきこもりやセルフネグレクトなど複雑で複合的な生活課題を抱えながらも必要な支援が届いていない対象者に対して、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、必要な支援を届けます。

担当課	地域ふくし課
事業内容	関係機関や民生委員・児童委員、地域住民等からの情報提供により把握したひきこもりのご本人やその家族に対して、出張型の相談支援を行い、必要な情報や助言を提供するとともに、他者と関わることや、自分自身の将来に対して前向きに考え、行動できるよう、きめ細やかな相談を実施します。
支援対象者	ひきこもりのご本人やその家族
実施方法	委託（予定）
活動場所等	市内全域
人員配置	社会福祉士2名（参加支援事業と兼務）

⑤ 多機関協働事業



本事業は、主に支援者を支援する役割を担う事業です。包括的相談支援を行う中で、課題の解きほぐしや連携が複雑なケースについて、既存の相談支援機関の専門職への助言・支援を行い、単独の相談支援機関では対応が困難な事例の調整役を行うことにより、支援関係者がチームを形成して、重層的支援会議や支援会議で情報共有や役割分担、支援の方向性の整理を行い、包括的な支援体制を構築できるように支援を行います。

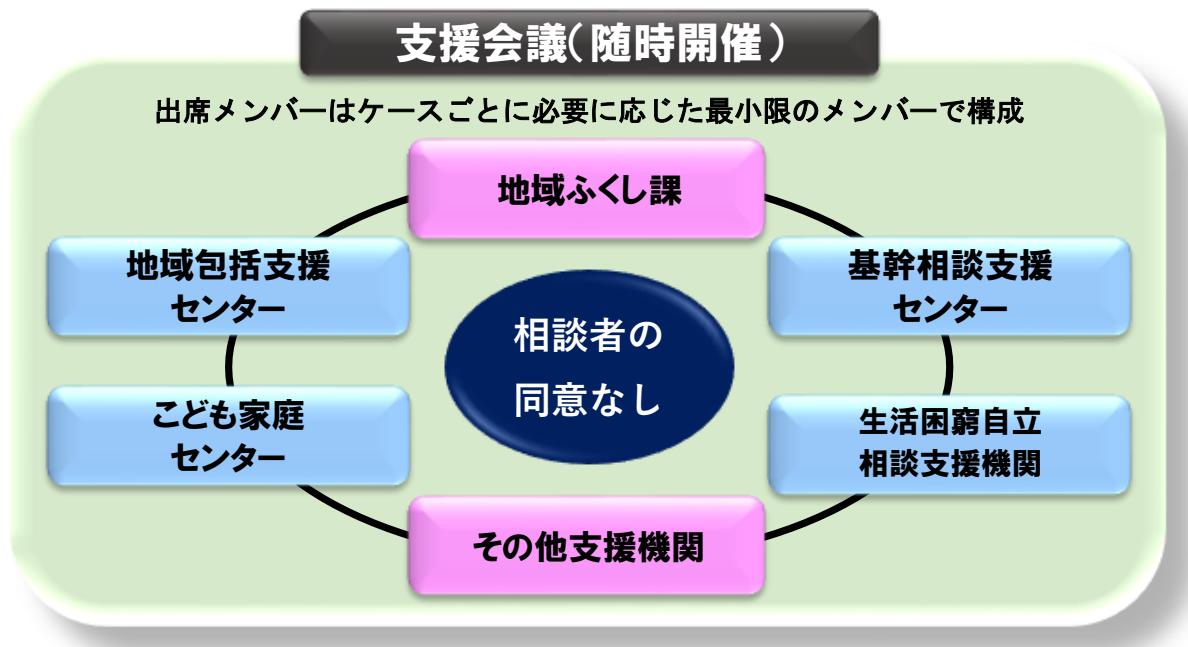
担当課	地域ふくし課
事業内容	各機関が事業を遂行する中で受け止めた、課題が複雑化・複合化したケースについて、ご本人・世帯を支援するため、必要に応じて関係機関等を招集し、適切な役割分担を行いながら市全体で包括的な相談支援体制を構築します。
支援対象者	複合的な支援ニーズを抱える世帯、支援関係者
実施方法	直営
活動場所等	市内全域
人員配置	職員1名（包括的相談支援事業と兼務）

4 支援会議・重層的支援会議・重層的支援協議会

重層的支援体制整備事業では、多職種による連携や多機関の協働が事業の重要な基盤となるため、関係者間において、円滑な情報共有や協議が行えるよう、以下の通り支援会議、重層的支援会議及び重層的支援協議会の3つの会議体を設置します。

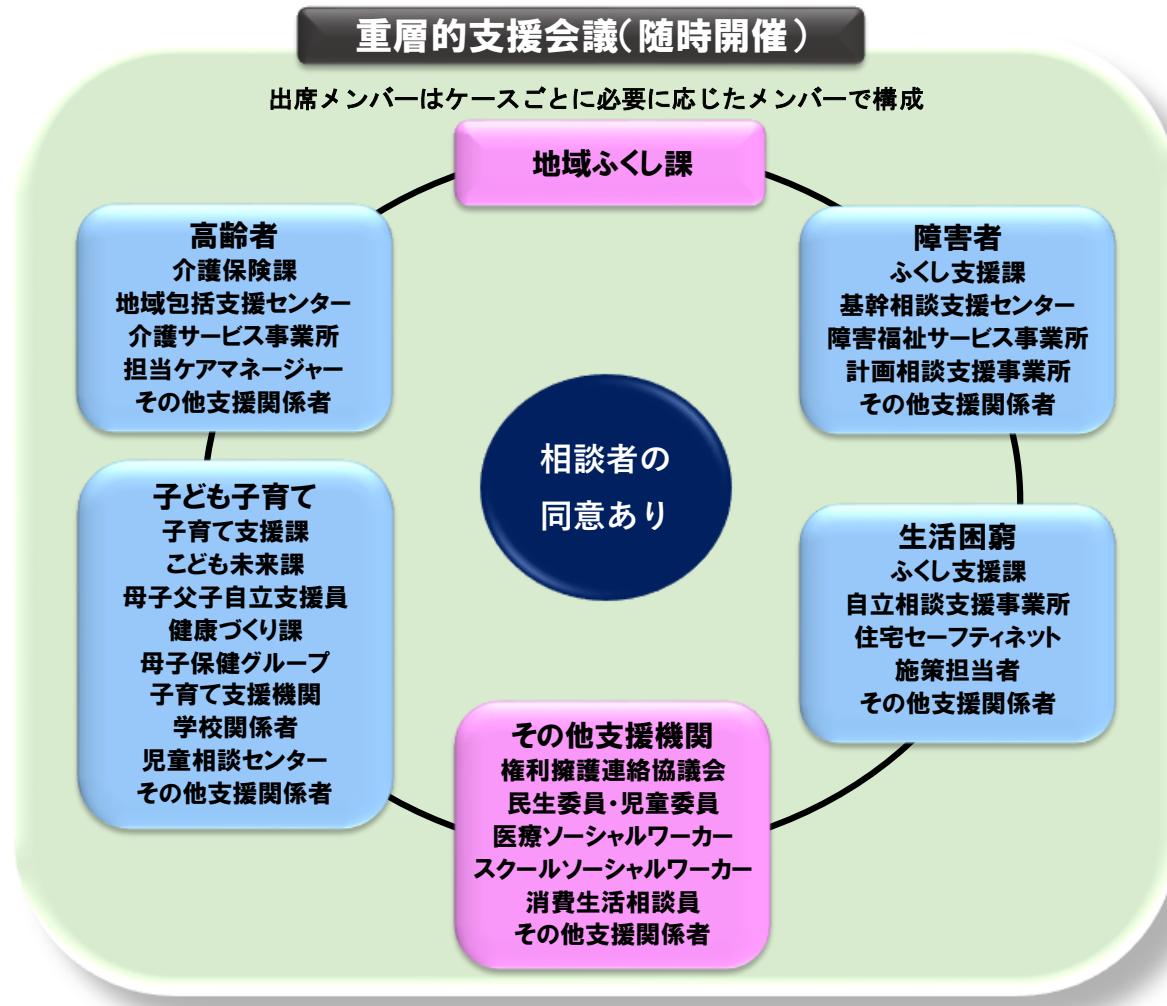
① 支援会議

支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定されている会議であり、会議の構成員に対する守秘義務を設け、支援拒否や本人同意が得られないケース、生命の危険があるような緊急性の高いケースなど、支援機関等がそれぞれ把握できても支援が届いていない個々の事案の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするもので、各ケースに応じた必要最小限の支援機関等により、随時開催されます。



② 重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースの支援プランを共有したり、支援プランの適切性の協議や支援プランの終結の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行うもので、様々な支援関係機関が集まり、隨時開催されます。



③ 重層的支援協議会

重層的支援協議会は、重層的支援体制整備事業の中で規定されている会議ではありませんが、事業の実施目標や事業評価・見直しに関する協議を行うとともに、重層的支援会議と支援会議を総括し、より効果的な重層的支援体制の構築を図るための会議体として、事業内容の評価・見直しや各会議の開催状況の確認、関係機関の連携に関する協議などを通じて、重層的支援体制の一層の推進を図ることを目的とします。

重層的支援協議会(定期開催)

- ・重層的支援体制構築に向けた課題の共有と対応策の検討
- ・重層的支援体制の推進に向けた施策の企画・立案
- ・支援会議及び重層支援会議の開催状況の把握と支援内容の評価
- ・関係部署や機関の連携強化に向けた方策の検討
- ・その他事業の実施のために必要と認められる事項

協議会の組織は、本計画を包含する江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗管理を行う会議体である、江南市地域福祉計画推進委員会をもって充てることとします。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画の理念や内容を幅広く市民に共有し、本市における地域福祉を推進するとともに、市民の地域福祉活動への参加を促進するため、地域福祉推進シンポジウムや地域福祉懇談会など、様々な機会において計画の周知に取り組みます。

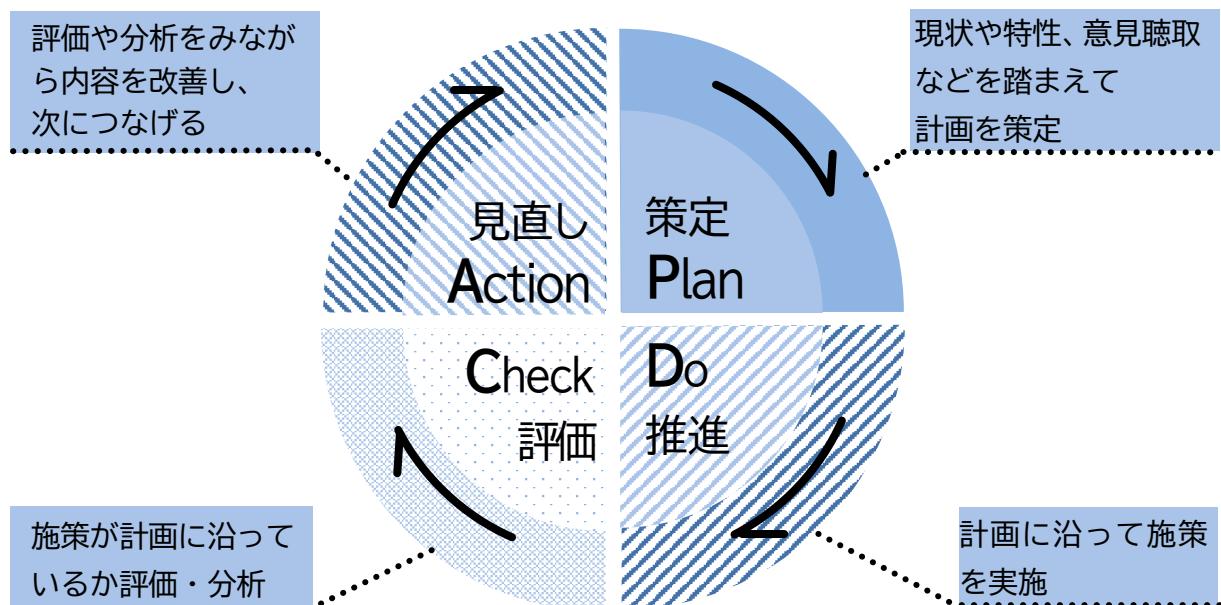
(2) 関係機関との連携強化

本計画の推進のため、市と社協との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員、自治会、地域活動団体、サービス事業者、企業等と協働体制の強化を図ります。

2 計画の推進にあたって

(1) 計画の進捗管理・評価

計画の着実な推進に向けては、P D C Aサイクルに沿って、施策の進捗状況について定期的に点検・評価することが重要です。地域福祉の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、毎年その進捗状況を点検・評価を行い、今後の方向性を検討します。



(2) 政策目標達成のための評価指標

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたって、その進捗状況を図るための指標として、市民アンケート及び活動主体者アンケートの項目結果に関し、KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を次のとおり設定します。計画の最終年度等の計画を見直す際にアンケート調査を実施し、評価を行います。

■基本目標1 地域福祉の担い手の育成 ー「人」の育成ー

上段：項目 下段：項目の内容	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
地域活動やボランティア活動をしている、していた人の割合 [市民アンケートにおいて、地域活動やボランティア活動について「現在活動している」「現在活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた人の割合]	55.8%	60.0%

■基本目標2 活動団体が活動をしやすい環境づくり ー「組織」への支援ー

上段：項目 下段：項目の内容	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
活動にやりがいを感じている人の割合 [活動主体者アンケートにおいて、活動にやりがいを感じているかについて「とても感じている」「まあまあ感じている」と答えた人の割合]	67.3%	70.0%

■基本目標3 支援が必要な方を支える公的体制や制度の整備 ー「体制・制度」の整備ー

上段：項目 下段：項目の内容	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
生活上の悩みや不安を相談する人がいない人の割合 [市民アンケートにおいて、生活上の悩みや不安があると答えた人のうち「相談する人がいない」と答えた人の割合]	8.6%	4.3%
福祉サービスの情報を入手出来ていない人の割合 [市民アンケートにおいて、福祉サービスの情報について「ほとんど入手できていない」と答えた人の割合]	31.9%	15.9%

資料編

1 計画の策定経過

年月日	内容
令和4年度	
令和4年5月12日	令和4年度第1回地域福祉計画推進部会
令和4年5月25日	令和4年度第1回地域福祉計画推進会議
令和4年8月1日	令和4年度第1回地域福祉計画推進委員会
令和4年10月9日	地域福祉推進シンポジウム
令和4年10月17日 ～11月4日	市民意識調査の実施（18歳以上の市民） 活動主体者へのアンケートを実施
令和5年1月6日	令和4年度第2回地域福祉計画推進部会（書面開催） 令和4年度第2回地域福祉計画推進会議（書面開催）
令和5年2月9日	令和4年度第2回地域福祉計画推進委員会
令和5年3月6日 ～3月31日	専門機関へのアンケートを実施
令和5年度	
令和5年5月8日	令和5年度第1回地域福祉計画推進部会
令和5年5月16日	令和5年度第1回地域福祉計画推進会議
令和5年5月23日	地域福祉懇談会の実施（草井地区）
令和5年5月26日	地域福祉懇談会の実施（宮田地区）
令和5年5月29日	地域福祉懇談会の実施（古知野②地区）
令和5年5月31日	地域福祉懇談会の実施（古知野①地区）
令和5年6月2日	地域福祉懇談会の実施（藤ヶ丘地区）
令和5年6月5日	地域福祉懇談会の実施（布袋地区）
令和5年7月12日	令和5年度第1回地域福祉計画推進委員会
令和5年10月8日	地域福祉推進シンポジウム
令和5年10月23日	令和5年度第2回地域福祉（活動）計画推進部会
令和5年10月31日	令和5年度第2回地域福祉（活動）計画推進会議
令和5年11月13日	令和5年度第2回地域福祉計画推進委員会
令和5年12月22日 ～令和6年1月22日	パブリックコメント
令和6年2月	令和5年度第3回地域福祉（活動）計画推進部会（書面開催） 令和5年度第3回地域福祉（活動）計画推進会議（書面開催）
令和6年2月14日	第3回地域福祉計画推進委員会

1－2 計画の改訂経過

令和7年度 令和7年10月22日	令和7年度第1回重層的支援体制整備事業実施計画策定ワーキンググループ
令和7年11月	令和7年度第2回重層的支援体制整備事業実施計画策定ワーキンググループ（書面開催） 令和7年度第2回地域福祉（活動）計画推進会議（書面開催） 令和7年度第2回地域福祉（活動）計画推進委員会（書面開催）
令和7年12月17日 ～令和8年1月16日	パブリックコメント
令和8年2月	令和7年度第3回地域福祉（活動）計画推進会議（書面開催）予定
令和8年2月18日	令和7年度第3回地域福祉（活動）計画推進委員会予定

2 江南市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 江南市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、江南市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) その他市長が命ずる事項の処理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部福祉課及び江南市社会福祉協議会において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2 江南市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成28年5月31日施行）は、廃止する。

3 江南市地域福祉計画推進委員会委員名簿

区分	氏名	役職名等	構成
会長	柏原 正尚	日本福祉大学准教授	学識経験者
副会長	武田 篤司	社会福祉法人江南市社会福祉協議会会长	社会福祉協議会
委員	中野 実	江南市立北部中学校校長	教育関係
委員	中村 祥	特定非営利活動法人子どもと文化の森理事長	NPO・ボランティア
委員	大山 智久	江南南部地域包括支援センター管理者	高齢者関係
委員	村瀬 晴美	江南市肢体不自由児・者父母の会副会長	障害関係
委員	大池 泰子	江南市民生委員児童委員協議会会长	民生委員・児童委員
委員	青山 多佳子	公募市民	市民代表
委員	永田 裕美子	江南市子ども会連絡協議会会长	子ども関係
委員	高橋 正博	江南市老人クラブ連合会会长	高齢者関係
委員	畠田 満	江南市民生委員児童委員協議会副会長	民生委員・児童委員
委員	三ツ口 文寛	三ツ口医院院長	医療関係
委員	伊代田 誠二	愛知県江南保護区保護司会江南市地域部会長	更生保護関係

(敬称略)

4 用語解説

あ行	
アウトリーチ	自発的に援助を求めてこない利用者に対するアプローチの方法で、専門職員などが地域に積極的に出て利用者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。
SNS (エスエヌエス)	Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。
NPO (エヌピーオー)	「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の相談を総合的に行う。
協働	住民、事業者、行政など、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。
子育て支援センター	子育て家庭等に対して、親子同士のふれあいの場であるサロンの提供、育儿不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
さ行	
自主防災組織	自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」の取組の中心的な役割を担う組織のこと。
社会的孤立	家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。家族と同居していても、家族との日常的な交流がないうえに外部の近隣・友人とも接触が乏しければ、「社会的孤立」に陥る場合もありうる。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を行っている。
重層的支援体制整備事業	市町村において、地域住民の複合、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
小地域福祉活動	生活に密着した小地域単位で行われる住民の自主的な福祉活動のこと。①住民間のつながりを再構築する活動、②要援護者に対する具体的な援助を行う活動、③地域社会の福祉的機能を高める組織化活動が含まれる。

自立相談支援事業	生活困窮者自立支援制度の一つ。生活に困りごとや不安を抱えている方が相談する地域の相談窓口。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす地域支え合い推進員のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
た行	
多文化共生	国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認めた上で、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサポートが一体的に提供される仕組み。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された。
特定妊婦	予期せぬ妊娠や貧困、DV、若年妊娠などの理由で子育てが難しいことが予想されるために出産前から支援が必要とされる妊婦。
DV(ドメスティックバイオレンス)	夫婦や恋人など親しい人間関係のなかでおこる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。
な行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。
認知症	いろいろな原因で脳細胞の働きが悪くなつたために様々な障害が起り、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。本市では、認知症サポーター養成講座を地域において開催している。
年少人口	年齢15歳未満の人口のこと。なお、生産年齢人口は15～64歳の人口、老人人口は65歳以上の人口をいう。
は行	
8050問題	主に50代のひきこもりの子どもを、主に80代の親が養っている状態にあり、孤立や生活の行き詰まりなどの問題を抱えていること。

避難行動要支援者	障害のある人や高齢者、乳幼児等、災害発生時の避難等に、配慮を要する人のうち、自ら避難することが困難で、避難の確保に特に支援を要する人のこと。
ふれあい・いきいきサロン	小地域において、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が気軽に出て仲間づくりを行ったり、活動等をすることでいきいきと暮らせるための場のこと。
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を行いたい人とボランティアを必要とする人・組織などをつなぐ専門職、またはその立場のこと。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。
や行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子ども。
要配慮者	災害時において、障害のある人や高齢者、乳幼児等、特に配慮を要する人のことで、日本語での情報が十分理解できない外国人や避難生活において医療的配慮等が必要な人も含む。

第2次江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行	江南市ふくし部地域ふくし課	社会福祉法人江南市社会福祉協議会
	愛知県江南市赤童子町大堀 90	愛知県江南市北野町川石 25-11
電話	0587-54-1111（代表）	電話 0587-55-5262
FAX	0587-56-5951	FAX 0587-55-5262
メール	chiikifukushi@city.konan.lg.jp	メール info@konan-shakyo.or.jp
発行年月	令和6年3月	
改訂年月	令和8年3月	